

衆議院 科学技術委員会 議 録 第 五 号

平成十一年十一月二十四日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 北側 一雄君	理事 小野 晋也君
理事 稲葉 大和君	理事 山口 俊一君
理事 河本 三郎君	理事 平野 博文君
理事 辻 一彦君	理事 菅原喜重郎君
理事 西 博義君	理事 江渡 聡徳君
岩下 栄一君	理事 木村 隆秀君
岡部 英男君	理事 谷垣 禎一君
田中 和徳君	理事 望月 義夫君
三ツ林弥太郎君	理事 川内 博史君
森 英介君	理事 松沢 成文君
近藤 昭一君	理事 山中 燦子君
齊藤 鉄夫君	理事 吉井 英勝君
江崎 鐵磨君	理事 江崎 鐵磨君
辻元 清美君	

科学技術委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

十一月二十四日	補欠選任
木村 隆秀君	田中 和徳君
古屋 圭司君	森 英介君
吉田 治君	松沢 成文君
齊藤 鉄夫君	山中 燦子君
中西 啓介君	江崎 鐵磨君
同日	補欠選任
田中 和徳君	木村 隆秀君
森 英介君	古屋 圭司君
松沢 成文君	吉田 治君
山中 燦子君	齊藤 鉄夫君
江崎 鐵磨君	中西 啓介君

十一月二十二日

東海村核燃料施設の放射能漏れ事故原因究明等に関する陳情書外十二件(鹿児島市山下町一一の一鹿児島市議会内小宮邦生外十二名)第一五号は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出第七〇号)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一七号)

○北側委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力災害対策特別措置法案及び内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として科学技術庁原子力局長興直孝君、科学技術庁原子力安全局長間宮馨君、資源エネルギー庁長官河野博文君、資源エネルギー庁長官官房審議官藤田正晴君及び消防庁長官鈴木正明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長佐藤一男君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北側委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平野博文君。

○平野委員 民主党の平野博文でございます。

午前中は公述人の皆さん方からいろいろな立場での公述をいただきました。随分論点、課題が明らかになってきたように思っております。

そういう中で、私、持ち時間の範囲で質問に入らせていただきます。非常に気が重なりますが、実は、その質問に入る前に、大臣の所見をお聞きしたいました。少し確認と、大臣の所見をお聞きしたい

と思います。

まず、十一月十九日に朝日新聞等々の夕刊の報道で、京都大学の研究用実験原子炉が同日の午前五時二分に、炉の出力を微調整する制御棒が炉心に入ったまま動かさない、こういうトラブルが起こり、手動で原子炉を停止させた、事実かどうかはわかりませんが、こういう報道として出ました。ちょうどその日は科学技術委員会がありまして、終わって、私が事務所の方に戻って夕刊を見たときに出てきた記事でございまして、その中身を見ますと非常にショックな新聞報道でありました。委員会では一生懸命、東海村の反省を受けて、どうあるべきかという議論をしている最中に、新聞記事の中身でありました。

まず、午前五時十五分に科学技術庁原子炉規制課にファクスを入れた、こういう話でもありました。しかし、当課は無人であった、こういうことで、科学技術庁はこのトラブルを四時間後の朝の九時十分に職員が登庁して初めて知った、こういう報道がなされておりました。

この報道に対して、事実であるかないかだけをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○中曾根国務大臣 平成十一年十一月十九日に発生いたしました京都大学研究用原子炉のトラブルは、同日の午前五時二分に原子炉を手動停止したというものでございます。

このトラブルにつきまして、京都大学原子炉実験所からは、トラブル発生約十分後の午前五時十五分に当庁あてにファクスが送信されてきております。しかしながら、連絡方法が、この時間帯に本来連絡があるべき当直室ではなく、当庁の原子炉規制課へのファクス送信のみによるものであったため、当庁としてこの事態を知りましたのは、約四時間後の職員が出動してきた午前九時ごろであつたと承知をいたしております。

○平野委員 そこで、大臣はこの事実をいつ知り
はったかをまず確認したいと思います。

○中曽根国務大臣 本件につきましては、まず、
科学技術庁といたしましては、当日の午前十一時
四十五分にプレス発表を行っております。

私が知りましたのは、当日、今委員もお話あり
ましたように科学技術委員会が開会されておりま
したけれども、当日のこの委員会終了後の午後五
時三十分ごろでございます。

なお、本件が周辺環境に影響を及ぼすものでは
なく、国会審議中である、そういうことも含め
て、私あてには至急の連絡がなかったのではない
かと思っております。

○平野委員 大臣が知ったのが私とは同じ、そ
のころにはもう新聞に出ておった、こういうこと
ですね。

いま一つは、ファクスを入れた、こういうこと
ですが、まず確認しておきたいのは、これは放射
能が漏れたとかそういうことでないということに
は承知をしておりますが、トラブルであることは事
実だと思っております。こういうトラブルが起こっ
たときにはどういう連絡網であるかというのにお
りかじめ決められているはずですね。この点につ
いては決められているかどうかを教えてください。

○斉藤政務次官 トラブルが発生した場合の連絡
方法については、決められております。

○平野委員 そのときには電話とファクスという
二重体制の連絡をとることが、新聞には書いてあ
ります。

このレベルはどうかということは別にし
て、連絡網の中でいきますと、私、またその夜地
元に帰りました。そうすると、自治体とか関係機
関に連絡をしなきゃならない、こういうことに
なっているのですが、ある新聞には、警察には連
絡するのを忘れていた、こういう報道が一部の新
聞にあったわけですが、忘れておったのは
警察だけです。

○斉藤政務次官 警察に知らせるのを忘れていた

ということではございません。

京都大学原子炉実験所におきまして、環境中へ
の放射能の放出を伴う原子力災害が発生し、また
は発生するおそれがある場合、同実験所から地元
警察へ連絡通報する旨、熊取町地域防災計画に記
載がございます。この実験所では、本件が環境へ
の放射能の放出を伴うような事象ではなく、この
防災計画に基づく警察への通報は必要ないと判断
したと聞いております。

○平野委員 必要でないか必要なのかという判断
は、このときはだれがしたのですか。

○斉藤政務次官 これは、京都大学原子炉実験所
がしたということでございます。

○平野委員 通常のルールでいきますと、そうい
うことになっていることであるならば、トラ
ブルのレベルによってそれぞれ連絡体制が違
う、こういうことに相なりますね。どうですか。

○斉藤政務次官 まず第一報については、何かトラ
ブルが起きているということでございますので、
レベルについては即座に判断できません。し
たがって、電話及びファクスで第一報を入れると
いうことでございます。

○平野委員 では、非常に抽象論になるんです
が、私は何を言いたかったかというのは、第一報は
ファクス、電話で入れました、これは認めまし
う。受け取る側がいなかったら、入れたというこ
とになりますか。

○斉藤政務次官 今回の通報体制でございますけ
れども、基本的に、科学技術庁から所管の事業所
に対して、トラブルが発生した場合、通常の勤務
時間内であれば担当課室へ、また、それ以外の時
間帯、つまり土日祝日及び年始については、当庁
に設置されている当直室へ電話及びファクスでの
通報が行われるというふうに徹底をしております。
して、今回、本来当直室に入るべきところが、当
直室にはちゃんと人がおりました、間違つて担当
課室へ行つたということだと認識をしております。

○平野委員 なぜそんなことになるんですか、こ

を私は言いたいですよ。といいますのは、そ
の当日、私も、この原子力防災、安全性というこ
とで委員会が本場に一生懸命議論しているわけ
ですよ。大臣も政務次官も一生懸命答えてはるわ
けですよ。確実に答えていたかどうかは別に
して、委員会が一生懸命答弁しているわけであ
る。一方、その足元でこんなことをやられて、あ
れは国会議員と大臣と政務次官がやっておる委員
会だから、当該の省庁の人は、当該の担当の人は、
おいらは余り関係ないんだと。なぜ東海村
の事故が起こつたのかというこの重要性が、本
当に科学技術庁の関係者、また原子力に携わつて
おるそれぞれの方々に緊張感がないという証拠じ
やないですか。

○斉藤政務次官 今回、本来当直室へあるべきと
ころが担当課室へあつた。これは、我々として
も、科技庁としても趣旨徹底していたつもりで
ございましたけれども、その趣旨徹底に今後努めて
いきたい、このように思っております。

○平野委員 いつも事故が起こつた後やると、つ
もりだ、安全性に今後努める、こういう答えです
べて終わつてしまふんですね。一生懸命議論して
おるそのやさきにこういう問題を起こされると、
我々は一体どういう立場で議論していいのか、こ
れが非常に困ります。

あのときに、私は頭へきましたよ、こういうこ
とが起こつてくるというのは、頭へきましたか
ら、すぐ科学技術庁に電話を入れました。そのと
きの初動体制は素早かった。私の事務所に五分後
に来てくれましたよ。現実には、何ですかこれは。
四時間かかってわかつた、こんなことをやられた
んでは、この委員会の議論をしているのことは
一体何なんですか。あの日の夜は僕眠れなかつた
ですよ。自民党の山口先生にも電話しました。今
までいろいろ議論してきたことはみんなバアだ、
なめておるんじゃないかということを私は言つた
んですよ。

大臣、これは質問通告していませんが、今の答
弁に対しての私は怒りですが、どう思いますか。

○中曽根国務大臣 委員御指摘といいますか、委
員のおっしゃいますように、私どもが原子力関係
の事故の再発防止に全力を挙げているときにこの
ような迅速な連絡が行われなかったということは、
大変残念であり、また遺憾でございます。こ
ういうことを防止するために、ファクスのみでな
くて電話等での二重三重の連絡をするように指示
してあつたところでございますが、こういうこと
が行われなかったということは、結果的に確認が
おくれたということは、大変に残念でございます。
こういうようなことのないよう、今政務次官
からも答弁申し上げましたけれども、連絡通報に
ついての徹底を図るように、改めてそういう指示
をしたところでございます。

○平野委員 ですから、相手任せの通報に期待を
するということでは事実がおくれる、こういうこ
とに相なるわけですね。現実にはいろいろな議論を
して、初動情報体制を確立しよう、こういう議論
の防災法であります。現実的には、電話、ファ
クスを受け取った側が受け取ったかどうか確認
せずに、通報したらしつ放し。こういうことで本
当にいいのか。こういう問題がまた同じように起
こると私は思います。そうしたらこの防災法の
中で何のところで担保できるのか。そうすると、
事業者からの通報がなくても自動的にその問題
点、トラブルがわかる仕組みにしておかないと、
人が介して通報されるということではなくて、自
動的に通報される仕組みをつくっておかないとい
かぬのではないかと、このように私は思います。
今回の事故は、事故と呼べるかどうかは別に
いたしまして、少なくとも内規的にいえば、このレ
ベルは通報しないというルールがしかれている
わけでありまして。にもかかわらず、間違つたところ
へファクスを入れている、あるいは、本来しな
きゃならないところにやれていない、判断はそれ
ぞれの現場に任せる。こんなことになりましたと、
事故の共有化あるいはトラブルのレベルの共有化
という点がまさにこの仕組みではできていない、
こういうことだと私は思えてならないのでありま

す。

ここで、余りこればかりを言うわけにいきませんから、大臣と政務次官、さらには関係各位の、特に科学技術庁を含めて、その所管の方々に猛反省をお願いしておきたいと思ひます。こういう委員会でも、まさにこの問題点をやっているところ、大臣がもし午前中に知っておれば、少し審議をためてでも、残念ながらこういうことが起こりましたと言つてくれる大臣だと信じていますが、五時半にしかわからない。大臣もばかにされているんですよ。

政務次官も知らなかったのですか。

○斉藤政務次官 私、この委員会の審議が終わりました。科学技術庁へ帰り、自分の部屋に報告書が来ておりまして、それで知りました。

○平野委員 それ以外のことだったらちよこちよ大臣や政務次官にメモを渡したりしているのに、こんな大事なことはメモを渡されないので、この委員会の中で、戻らないと渡されないので、厳重にこのことを指摘しておきたいと思ひます。余りこればかり時間をとりますと本論から外れていきますから、やめておきます。

そこででございます。先日実は委員会での質問をさせていただきますときに、改めて確認でございますが、大臣、政務次官に、原子力災害の特殊性とは何か、そのためには何が必要でどのような対処していくべきかというのをいろいろな観点から御議論させていただきました。初動体制の確立、特に現場対応の重要性という視点では基本的な認識に立っていただいたものと私は解釈をしておるわけでありまして。そういう基本認識を踏まえた上で、まず、本案の第十條で事業者の通報義務、こういうことであります。

先ほどの京都大学の事故とも絡むわけですが、通報の義務で、原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が出た、こういうときに、「政令で定めるところにより」、こういう言葉がございます。また、みずから発見したときは、直ちに、

主務省令及び原子力事業者防災計画の定めるところにより、その趣旨を関係大臣、都道府県知事、関係市町村に通報しなければならないというふうに定められているわけですね。

この「政令で定める基準」というのは、言葉として入っているんですが、具体的にいいますとどのような基準をもって政令で定めると考えられているのかお答えいただけますでしょうか。

○斉藤政務次官 この政令につきましては、原子力災害に発展し得る事態の発生をできるだけ早く関係機関に通知し、これらの機関が防災の準備を開始できるようにするためのものではないかと考えております。また、二条の第二号に原子力の緊急事態の定義として、原子力の緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質、放射線が異常な水準で当該原子力事業所外へ放出された事態となつてゐる。こういう異常な水準、政令で言う放射線量の水準とはどういうふうなことに決めているのか。私は今結論的に言いますと、「異常な水準」ということが二条の第二号にございます。十條では政令で定める値というのが、片一方は異常だ、片一方は政令だ、こういうことで二つ言葉が出てくるのですが、この関係はどういうふうな理解したらよろしいのでしょうか。

○斉藤政務次官 この異常な水準でございますが、法案第十五條に基づきまして、主務大臣が内閣総理大臣に報告する緊急事態宣言に関する放射線量の基準や事象についてでございますが、今後政令によってその詳細を定めるということになっております。

この政令の制定に当たりまして、今回の事故やアメリカ等諸外国の事例を参考にしつつ、原子力安全委員会の意見を聞いて決めるということでございます。

○平野委員 そこで、緊急事態の発生を考へるわけですが、異常な水準の定義が非常に重要になるのです。これを抽象的に書かれておるものから具体的な数字に書かれておるものでも異常な水準ではないという境目はあるのでしょうか。

○斉藤政務次官 事故ではあるけれども緊急事態宣言を発するに及ばないということもあり得ると思ひます。

○平野委員 それは、放射線が漏れたとしてもというふうな理解してよろしいですか。

○斉藤政務次官 具体的な数値につきましては、今後内外の過去の事故等も踏まえつつ、原子力安全委員会の意見を聞いて決めていきたいと思ひます。

○平野委員 そこが大事な点ですね。これはぜひ委員会でも議論をしないといけないと思ひます。異常な水準ということとベースに緊急事態宣言を発するのです。緊急事態宣言を発しなければこれは原子力災害とは認定しないのか、ここにもかかわってくるわけですよ。したがって、原子力の各事業者が事故、トラブルを起こした、微量であるが放射線が地域へ出た、そのときには緊急事態宣言をしないのですか。しなかったらこの原子力防災というシステムが稼働しなくなるのです。

この点が非常に、言葉で言いますとなるほどなるほどと読めるのですが、実際事故に対処して照らし合わせたときにそこが非常にやけているのです。その点はどうか。

○斉藤政務次官 具体的な数字についてどこを線引きするかという御質問に対しては、今後それを決めていく、公開の場でいろいろ議論をしながらそれを決めていくとしか今この場ではお答えできないわけでございますが、実際に放射性物質が敷地外に出ていくというふうな場合には原子力災害と認定されるというふうな考えられる場合が多いのではないのでしょうか。

○平野委員 そこが難しいのです。そこをはっきりとしていただかないと話が進んでいかないので、特に、異常な水準でなければ内閣総理大臣に報告しなくてもいいようになるのです。今の理屈でいいますと、だから、異常な水準、こういうことの定義を明確にしておかないと、内閣総理大臣に報告しなくていい、総理大臣に報告されないから緊急事態宣言は発令をしない、しかし現場では事故が起こっているということはないのですか。

○斉藤政務次官 今回のこの原子力防災法におきましては、法的な枠組みをきちつと決めるということでございます。その線引きの数値をどこにするか、これは決めるのになかなか専門的知見を要しますし、いろいろな方面からの御意見をお聞きし、公開の場で討論しながら、衆知を集めて決めていくという方が私は順当な決め方だと思ひますので、それを安全委員会等で検討していただくというところでございます。

○平野委員 すく決められない。そうすると私は、ここをばかしてしまひますと現場での対応が、本当に先ほどの話ですよ、これは技術レベルでは報告する必要はないよ、しかし行政の仕組みからいって報告しないんだ、こういうあいまいな仕組みになつてしまふような気がしてならないのです。

この文章、本則から見ますと、異常な数字になつたときには内閣総理大臣に報告しなければならぬ。しかし、事故というのはいろいろなレベルで起こります。そうしたとき、異常でなければ内閣総理大臣に報告が行かないわけだから、原子力緊急事態宣言というのは発令されない。発令されないというところはどうか、こういうまた原子力の災害でないと判断するのか、こういうまた疑問が出るのです。論理的にいけば、そうならないですか。したがって、異常な水準というのは非常に大事なんです。これを決めずしてこのスキームを通そうとするというのは無理がないのでしょうか。

○斉藤政務次官 委員おっしゃることは非常に重要な点でございます。異常な水準でなければ内閣総理大臣に報告しなくてもいいようになるのです。今の理屈でいいますと、だから、異常な水準、こういうことの定義を明確にしておかないと、内閣総理大臣に報告しなくていい、総理大臣に報告されないから緊急事態宣言は発令をしない、しかし現場では事故が起こっているということはないのですか。

くわかります。

二点だけお答えしますが、一点は、それだけ重要な基準であるからこそ、今回のこの法制定の場で急いで決めるのではなく、衆知を集めて、専門家の意見も聞きながらきちんとした基準を、落ちのき基準をつくりたいということが一つでございます。

もう一つは、先ほど委員の御指摘の中に、この緊急事態宣言、つまり総理大臣への報告が行われる、行われないと原子力災害ではないのかということでございますけれども、総理大臣への報告以前の段階、つまり、政府の原子力災害対策本部の設置など本法案による緊急事態応急対策を実施する必要があると判断される場合にあつても、主務大臣が防災業務計画に基づいてみずからの省庁内に事故対策本部を立ち上げたり、原子炉規制法に基づいて対応といった初期対応がなされるわけでございまして、また、地方公共団体においても必要に応じて災害対策基本法による災害への対応を行うわけでございまして、原子力災害ではないと決めるわけではございません。

○平野委員 今政務次官言われたけれども、総理大臣に報告する以前に災害対策基本法が生きていて、したがってそれぞれの機関で対処するんだ、こういうことになるんですか、今のお答えは。

最初の、冒頭言われたことは、重要なことであるがゆえに、もっと関係機関とじっくり議論して水準を決めたい、こういうことですね。この防災法だって重要なんです。それを早く通そうとしている。なぜならば、またいつ起こるかかわからないから早く法整備をしなきゃならない、こういう論点に立っているんですね。だから、きょう何とか総理大臣も出てもらってやろうかという議論です。本来、その論理は矛盾するんですよ。水準というのとは大事だから、もっとゆつくり、拙速にならずに決めなきゃいかぬ、一方、これは非常に重要だから早く決めなきゃいかぬ。その重要な中の、一番大事な判断というのは水準じゃないんですか。異常事態という、異常という水準を決めない

といふかぬのじゃないですか。

両面ここにきちっと出てこないといけないと思うんです。ここだけは後でゆつくり考えます、法律のスキームだけ早くつくつてよ、これは矛盾していることになりませんか。

○斎藤政務次官 非常に重要であるからこそ、まず法的枠組みをきちんとつくる、そして、ゆつくりということではなくて、衆知を集めながら、早急にこの基準についても決めたいということでございます。

○平野委員 政務次官の御答弁を信じましょう。早くやってく下さい。これがないと迷うんですよ。初動を出していいのかわからない、非常に迷うところですよ。言葉をずつと読んでいきますと、理解によつてですが、論理の矛盾が出るんですね。論理の矛盾が理解によつて出るということ、京都大学の事故と同じ状態が再現される、次元は違いますが、同じパターンニングで起こってくる、こう思うんです。通報しなくていいと現場では確認した、ところが中央は、何で来ないんだ、徹底をしろと。おかしいじゃないですか。起こつてからの事後対応ばかりやっておるわけですよ。起こる前にどうあるべきかという議論なんですから、その点をきちっと踏まえていただきたい、このように思うところであります。

さて、そういう中であつて、災害対策基本法上でその部分を対処する、こういうことに相なるわけです。また、政府の非常災害対策本部というものを、非常に重要性をかんがみて設置をする。この場合には、設置権者は総理大臣なわけですね。そういうことですね。

それでは、そういう中で見たときに、今のレベルでいきますと、異常事態という以前の事故については、災害基本法が生きているわけですから、市町村、都道府県に災害対策本部を設置することは今の現行法律では可能ですよね。しかし、国は、災害対策基本法上、対策本部を設置することができませんか。——今の論点、わかりにくいですが、もう一度言います。

異常までの状態で、しかし、事故、トラブルが起こつて、軽度な災害が起こつたとしましょう。

緊急事態宣言が発令されませんから、当然、市町村、都道府県本部が災害対策本部に基づいて対策本部を設置することは可能ですよね。設置しなければやってられないですね、事故が起こつていんですから。しかし、国は、災害対策基本法上、対策本部を設置することができませんか。これでもできるんですか。

○斎藤政務次官 非常災害対策本部は、いわゆる災害法におきまして、非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害にかかわる災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに、内閣総理大臣が設置することができるとされていっているものであり、その本部長は国務大臣をもつて充てられるということでございます。

したがって、できるというわけでございます。

○平野委員 そうしますと、これは内閣総理大臣がその設置権者ですよ、国の場合に。そうなりますよね。そうすると、内閣総理大臣に少なくとも情報がこの場合は来るんでしょうか。

僕が言いたいことは、異常レベルというのが不確定ですから、基本法の動きとの関連が非常にあいまいになるんですね。これは特別措置法ですか、そこそこえはつきりして緊急事態宣言されれば、特別措置法で原子力防災の対策本部等々が設置されるんですが、されない状態で国に対策本部ということが可能なかどうか、こういうことを言いたいわけですね。

○斎藤政務次官 先ほどの私の答弁はちよつと舌足らずでございました。

災害法で非常災害対策本部は内閣総理大臣によつて設置することができるとございまして、一方、本法案におきましては、この法律におきましては、一定の異常な事態が発生した場合に、直ちに内閣総理大臣により原子力緊急事態宣言が発せられ、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部が設置されることとしております。

す。

このようなことから、本法案におきましては、原子力緊急事態宣言があつた場合に、原子力災害の特殊性を踏まえた原子力災害対策本部を設置されるため、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部につきましては設置をしない、こういう旨が二十四条において規定されているところでございます。原子力災害の場合には、いわゆる非常災害対策本部は設置されないということでございます。

○平野委員 わかりました。したがって、その判定基準になる異常水準、異常事態、ここをはつきりしないことには、どちらでいくのか、これが物すくばらばらになる、こういうことをまず指摘をしておきたいと思ひます。

そこででございます。次に移ります。

今回の法律案で、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発令した場合、閣議にかけて、臨時に原子力災害対策本部を設置することとしていますね。また、二十四条においては、災害対策基本法上の非常災害対策本部または緊急災害対策本部は適用除外ということで設置できない、これは今政務次官が御答弁いただいたとおりですね。

すなわち、この場合は、国として内閣総理大臣が本部長の原子力災害対策本部一つとなる。放射線が出てくるものの異常なレベルになっていない場合、先ほど申し上げましたような指摘をして、非常にわかりにくいんだ、こういうことをぜひ指摘をしておきたいと思ひます。運用面できちつとした徹底を図つていただかなきゃならない、このように指摘をしておきたいと思ひます。

そこででございます。平成七年の災害対策基本法の改正におきましては、二十四条で、非常災害対策本部の設置に対して、従来は閣議にかけて決定することになっておつたわけでありまして、しかし、ここはよく聞いておいてください、災害発生後の速やかな設置をするために、非常災害対策本部の設置に当たっては閣議を経ることを要しない改正が行われているんですね。緊急性をかんが

みて閣議にかけなくてもいいよ、こういうこと
ここで改正しているんですが、この点はどうす
か。イエスかノーかで答えてください。

○斉藤政務次官 イエスでございます。

○平野委員 ありがとうございます。

今回の原子力の災害に対しては、内閣総理大臣
が原子力災害対策本部をつくることに閣議にかけ
る、こういうことになっていきますね。とりわけ、
きょうの公述人の皆さん方が言っている、初動体
制が非常に大事だ、こういうことを多くの方が
言っておりますし、この審議の中でもやはり、初
動体制は非常に大事なんだ、こういうふうに通
じているにもかかわらず、これは閣議が必要なん
だ。一方、防災法の非常災害対策本部のときは
は、緊急性を要するために閣議にかけなくてもよ
ろしいという改正を平成七年にしている。整合性
とれていますか。

○斉藤政務次官 先ほどの閣議を必要としないとい
うのは、非常災害対策本部でございます。これ
は、いわゆる国務大臣を長とする災害対策本部で
ございます。

災害対策基本法でも、いわゆる緊急災害対策本
部、これは総理を長として閣僚大臣をその下に置
く災害対策本部でございますが、この総理大臣を
長として各省庁をまたがるそういう対策本部にお
きましては、これまでどおり閣議は必要とされて
おります。

すなわち、複数の関係省庁があつて総理大臣が
その長につくというふうな場合には、現在でも総
理大臣の権限を保障するために閣議が必要という
ことになっておりまして、今回も、この国の災害
対策本部は、ある意味では災害対策基本法の緊急
災害対策本部に相当するわけでございまして、閣
議が必要という論理立てでございます。

○平野委員 非常にわかりにくいんですが、非常
災害対策本部というのは、災害発生之初動を何と
か早くしなきゃならない、速やかに対策本部を設
置しなきゃならないために閣議を経ずしてやりま
しょうと。今までは閣議が要ったんですよ。それ

は関係省庁いろいろあるから要ったんだが、そう
いう即動させるために、初期出動の重要性をかん
がみ閣議を経ずにやれるようにしようよ、こ
ういう改正ですね。

今回の原子力は、まさに特殊性という意味では
初動が大変大事なんだ。にもかかわらず、まだ閣
議にかけなきゃならない。閣議を外したらもつと
スピーディーになるんじゃないですか。主要大
臣、関係大臣でやれる。そのことよりも現場での
出動をより強化する。私は結論的に申し上げま
す、非常災害対策、そのこと以上に初動のあれが
大事なんだ。だから、閣議なんかかけている時間
あるのか、もつと前に動かさなきゃならないん
じゃないか。一般の災害対策法でも、閣議にかけ
ずに緊急に処するため改正をしているんですよ。
その法の流れ、事故に対する対処の流れから
いって、また同じように閣議にかけていくとい
う発想は硬直した発想じゃないですか。

○斉藤政務次官 初動体制の迅速化、これは非常
に重要と認識しております。今回の場合におき
まして、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣
言の発出や、それと同時に閣議に閣僚自治体への指
示については、閣議を要件としてございませ
ん。

ただし、国の災害対策本部、各省庁にまたがる
ような組織をつくる場合には、これは災害対策
基本法における緊急災害対策本部と同様に閣議に
よる議を経なければ、その総理大臣に全権限を集
中するという組織は成り立たないわけでござい
まして、これはある意味で事後処理的なことにな
るかもしれませんけれども、閣議を必要としてい
る、こういうことでございます。

繰り返しになりますけれども、緊急事態宣言の
発出、また閣僚自治体への指示については、閣議
を要件としておりません。

○平野委員 それで、少し次に行きますが、今度
は、国会への事後報告、あるいは国会の承認が必
要、こういう観点で聞きたいんですが、こういう
災害対策基本法上で考えますと、二十五条の七

項、二十八条の三、九項の規定によって、国会へ
の事後報告が必要ですね、現地対策本部を置いた
場合には、そうですね。

緊急性とかそういうところで、いろいろそうい
う報告が事後でよろしいということにしたのは、
本来は地方自治法百五十六條第六項、国の地方行
政機関の設置については国会の承認が必要である
という規定を適用せずに、事後報告という格好に
しているんですよ。

そうすると、本法律案が、現地対策本部を事故
が起こつて置いた、しかしながらそのような規定
がない。こういうことは、地方自治法の百五十六
條第六項の規定を適用しないのだから、地方自治
という観点から、原子力災害対策本部が設置さ
れ、現地対策本部が置かれ、事後に国会報告をす
る必要性というのはあり得るのですか、ないので
すか。

○斉藤政務次官 平野委員おっしゃるとおり、災
害対策基本法におきましては、第二十五条第六項
及び第七項におきまして、非常災害対策本部及び
緊急災害対策本部の現地対策本部の設置につい
て、迅速性の観点より、地方自治法百五十六條
第六項の規定による国会承認を適用除外とし、ま
た、現地対策本部を設置した場合には、事後的に
国会に報告することとしております。

本法案におきましては、原子力災害対策本部と
あわせて原子力災害現地対策本部を設置すること
としておりまして、災害対策基本法と同様に、第
十七條第八項において、迅速性の観点から、地方
自治法百五十六條第六項の規定を適用除外とし
ているところでございます。

なお、国会への事後報告については、選択的に
置かれている災害対策基本法の現地対策本部、こ
れは災害対策基本法第二十五条を讀みますと、
「非常災害現地対策本部を置くことができる。」
と、できる規定になっております。このように選
択的に置かれる災害対策基本法の現地対策本部と
は異なりまして、本法案におきましては、原子力
災害対策本部が設置される場合には現地対策本部

を必ず置く、必置規定になっておりまして、事
後的にその設置を報告するまでもないものである
ため、特に規定していないものでございます。

○平野委員 そこは非常に解釈含めてあれです
ね。適用除外にしている、こういう趣旨からする
と、事後の国会報告というのは、私はやはり必要
だと思ふんですね。事故の背景云々をかんがえ
ます。したがって、今回あまいになっているん
ですよ。

この前は、本来国会の承認が必要なんだけれど
も、そういう状態だから適用除外にして国会への
事後報告ということに変えたんです。本来は、そ
ういう行政の設置については承認が必要なんです
ね。承認が必要にもかかわらず、事後でよろしい、
こう言っているんですよ。

原子力のものについては、それは必ず置くとは
限らないから必要ないという答えではないと思
うんですよ、本来の趣旨、立法の流れからい
く。やはり、これも同様に事後に国会報告をする必要
性が私はあると思うんです。ぜひそういう観点で
お考えをいただきたいと思うんですが、いかがな
ものでしょうか。

○斉藤政務次官 災対法の場合、先ほど申し上げ
ましたように、置くことができるということにな
つておりまして、その置くかどうかは、ある意
味で状況による判断ということになります。した
が、いま、この場合、置いた場合については、
これこれしか、こういう判断でこの現地対策
本部を置いたということを事後的に国会報告する
ということの意味のあることだと思います。

今回、法律で一義的に、国の対策本部を置いた
場合にはもうこれはイコールで現地対策本部を置
く、このように決めておりますので、そのこと自
体を報告することに余り意味がない。余り意味が
ないといましようか、意味がないということ
で、このような差になっております。

○平野委員 ぜひそこは、置いた場合ということ
で結構ですから、本来国の災害対策本部を置かな
くていいというのが我が党の主張ですから、少な

くとも置いた場合は国会に報告するというふうに
ぜひしてもらいたい、このように思います。
時間ありませんので、次に行きます。

ちよつと確認でございますが、「国の体制強化」
というところで、この前も質問いたしました、
少しあいまいだったものですから、私、再度確認
のために申し上げます。

国の防災専門官を法的に位置づけ、サイトに常
駐させる、こういうことがあるわけでありま
す。政府の説明の中にもあります。このサイトとい
うのは、どういう意味のサイトですか。

○斉藤政務次官 サイトといいますと、一般的に
は原子力事業者が業務を営んでいるその敷地とい
うことかと思いますが、今回の法律案の議
論の場で、サイトにこの原子力防災専門官が常駐
しという意味は、その原子力事業所の所在する地
域に常駐し、場合によってはオフサイトセンター
等にも事務所を設け、日常的にサイトたる原子力
事業所を巡回して、原子力事業者に対する原子力
災害の予防措置に関する指導助言等の業務を行う
こととしております。

○平野委員 それでは前回の答えと違いますよ。
この前は、地域に派遣をする、地域とは何ぞや、
これは我が党で言っています防災センターか、こ
ういうことを確認したのですが、ようよう見てみ
ますと、ややこしいのは、事業者の事業所に派遣
をする、こういうふうにもとれるサイトというこ
とが出てきたものですから、ここにあるサイト
と、下には、オフサイトセンターをあらかじめ指
定をする、こうあるのですよ。

政府はオフサイトセンターに人を常駐させると
いうことだったから、私はこの間の答弁と整合性
がとれるのですが、今政務次官おっしゃったよう
に、事業者の中に云々ということになってきまし
と、あるいは地域ということになってきましと、
我が党が申し上げております防災センターという
のが設置されます、そこに防災専門官が常駐をし
ます、常駐するけれども、そこに朝から晩までい
なさいというわけではありません、いろいろな関係

の情報収集とかしていただいたいというのですが、
人事発令するときに、地域に発令するのか。例え
ば、大阪府にあなただけ行かないか、大阪のどこに
行つていいのかわからぬじゃないか。
したがって、少なくとも、指定をされたオフサ
イトセンターならオフサイトセンター、それを防
災センターと呼びましょう、防災センターに人事
発令をする、こういう意味合いに今までの答弁で
私はとっています、こういう文書が、サイトとい
うことだけにしておきますから、政務次官、
ちよつとはかしたような答弁になりましたけれど
も、いま一度、私申し上げたことでよろしいのか
どうかだけ答えてください。

○斉藤政務次官 今平野委員が最初におっしゃ
ったイメージと同等のイメージを私は持つておりま
す。最初におっしゃったイメージ、つまり、すべ
てのところで必ずオフサイトセンターがその防災
専門官の常駐場所、事務所を置く場所となるとは
限らないと思います。しかし、かなりの部分でそ
うなると思っておりますけれども、そのオフサイ
トセンターを中核拠点としながら、その地域にあ
るいろいろな原子力事業所について、そのサイト
の中に入つていろいろ調べ、情報を交換し、防災
についての助言、指導を行うということですので、
平野委員が最初におっしゃったイメージと同
等のイメージを私も持つております。

○平野委員 これは大事なことですから、再度
確認しますよ。イメージで言わないでください
ね。
防災専門官は、政府の言うオフサイトセン
ター、我が党で言う防災センター、これは僕は同
じだと思つています、そこに防災専門官を第一義
には配置する、常駐させる。その防災専門官の役
割とは、その事業者あるいは都道府県の関係、そ
ういうところの日常防災に関する情報収集を含め
て業務をしていくんだ、こういうことですね。

○斉藤政務次官 それは、各いろいろな原子力事
業所の性格にもよりますし、地域にもよると思
いますけれども、例えば発電所のような場合には、
このオフサイトセンターがその原子力防災専門官
の拠点になるということは、そのように言つても
いいかと思ひます。

○平野委員 そこがちよつと、何かうまく丸め込
まれていような感じがしてしょうがないのです
が、各都道府県、事業者がたくさんあるところ、
少ないところ、これはいろいろあると思います
が、基本的には、そういう事業所の多いところに
ついてはオフサイトセンター、防災センターを設
置します、これはよろしいですね。

ただし、全都道府県に置きなさい、こういうこ
とは言っていないのですから、設置をします、そ
こに防災専門官が発令されて、そこに主たる拠点
を置いて、そこに常駐して、仕事の、ワークとし
ては事業所の事業内サイトに行くとか、こういう
ことはあつてもいいのですが、事業内サイトに発
令されるということはないでしようねということ
を逆に聞きたいですね、逆説的に。

○斉藤政務次官 その事業所サイトに発令される
ということはないと思います。あくまでもこのオ
フサイトセンターを拠点として活動するというこ
とでございます。

○平野委員 そういうことで私も理解をいたしま
す。
そこで、いま一つ、時間が迫つてまいりました
が、原子炉等規制法の改正に伴う原子力保安検査
官の設置、こういうことについてちよつと聞きた
いと思うのです。
今までは、運転管理専門官制度というのがござ
います。これは、過去の経過でいきますと、いろ
いろ発足の背景がございます。一九七九年、昭和
五十四年からのこういうことで発足をしておるわ
けであります。これは通産省での運転管理専門
官制度に基づくもので、これは、法的に何も
担保されていない状態で、運用でやってきたので
すか。

○斉藤政務次官 そのように考えていただいてい
いと思ひます。

○平野委員 では、勝手に今まで通産省も科学技
術庁もやつておつた。しかし、どういう位置づけ
かもわからないまま運転管理官がおつて、本来の
業務がやれてたかどうか、それが検証してき
たんですか、これは。

○斉藤政務次官 法律では定められてはおりませ
んけれども、原子炉規制法は、主務大臣が事業者
に対して保安のために必要な措置を命ずることが
できること、そして、職員をして立ち入り、帳簿
等の検査をさせることができる旨を規定してあり
まして、運転管理専門官は、これらの規定に基づ
いて、保安規定の遵守状況の調査、安全確保に関
する措置の本庁への意見具申及びその措置命令の
伝達、通常時あるいは異常時における施設の状態
把握や本庁との連絡等を行うこととしておりま
す。したがって、法律に運転管理専門官とい
うことは、名前そのものは出てきておりませんけ
れども、この運転管理専門官の業務的なバックは
原子炉規制法においてきちんと定められていて
いうことでございます。

○平野委員 定められてないから今改正するの
じゃないですか、保安検査官に。明確にされると
いうことですから、私はいいことだと思ひますか
ら、ぜひ、定めた以上はきちつと仕事をしていた
だく。余り位置決めをきちつとされてないものだ
から、どういふ仕事をしたいのかよくわからな
いというのが運転管理専門官じゃなかったかなと
いう気は私、しますよ。今度定められるというこ
とですから、結構です。

最後にありますけれども、東海村のこれからの
再生ということで、いろいろな部分があるのです
が、今回の事故で、多分ジャー・シー・オーの許
認可、事業許可が取り消されるのではないかと
いうふうに思ひますし、またそれほど重大な事故を

起こしたわけであり。しかし一方、エネルギーを供給していくことから、転換処理してもらおう事業者というのは、今日日本では二社しかないわけであり。もしジェー・シー・オーが取り消される、こういうことに相なりますと、この事業者がやっておったところの部分というのは、うっかりしたら海外に依存をする、こういうことになるのでしょうか。逆に言いますと、日本国内では、今やっておる三菱原子燃料ですが、この一社しかなくなってしまう、こういうことにも相なるわけであり。

したがって存続させろということをお申し上げしておるではありません。転換をしていくということに相なると当然だとおっしゃいますが、今後のこれを担うところについて、大臣、どうしようとしておられるのでしょうか。海外に依存しろ、こういうことなのでしょうか。

○中曽根国務大臣 委員御発言のとおり、現在国内におきまして、六弗化ウランを二酸化ウランに転換する、いわゆる再転換加工を行っている会社はジェー・シー・オー及び三菱原子燃料の二社であると承知しております。

ジェー・シー・オーの事業停止により、国内の原子力発電所への燃料供給がどういふ影響を受けてくるかということですが、直ちに影響を受けるものではないと基本的な認識を持っております。

電気事業者におきましては、ジェー・シー・オーの今回の事故の影響を踏まえつつ、ジェー・シー・オー分の再転換を国内の再転換加工業者である三菱原子燃料及び海外の加工工場等に振りかえる等の検討が今なされていると私は聞いております。

○平野委員 時間が参りましたのでこれで終えたいと思いますが、再度申し上げます。

科学技術庁の職員の皆さんの本場に緊張感ある仕事をしていたきたい。また、原子力事業者の皆さんの緊張感ある仕事をするための制度とし

たい。ルールはつくっても、守らなければ何にもならない。そういう意味では、守ってもらいためにどのような厳しい環境をつくっていくか、こういうことも非常に必要だと思います。

最後にそのことだけを、魂を入れなければだめなんだよ、こういうことを申し上げまして、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

○北側委員長 辻一彦君。

○辻(一)委員 審議もかなり大詰めに来たわけですが、若干残した問題、また前回の質問等で少し明らかにしたい点が幾つかありますから、それをお尋ねしたいと思ひます。

初めに、新しい今度の原子力災害対策特別措置法によって、原子力災害が発生したときに事業者がまず通報する、そこから出発をするわけですが、通報から、原子力緊急事態宣言が行われて、総理大臣が市町村長、知事に住民の避難や屋内退避等を指示するまでをどういう展開でイメージされているのか、それをちょっとまず大臣から伺いたい。

○中曽根国務大臣 通常と異なる事象の発生について原子力事業者から通報を受けた場合、主務大臣は、直ちに原子力事業者に指示をするなどのいわゆる初期動作を開始するとともに、事態の推移を見通して、緊急事態応急対策を実施すべき区域や、市町村長及び都道府県知事が住民に対して行うべき避難等の勧告や指示に関する案の作成に着手することとしております。あらかじめ定めた異常な水準の放射線量が検出されるような事態に発展した場合には、直ちにその案を内閣総理大臣に提出することとしております。

内閣総理大臣は、主務大臣からの提出に基づきまして、緊急事態応急対策を盛り込んだ原子力緊急事態宣言を発出するとともに、市町村長及び都道府県知事に対して、住民の避難のための立ち退きや屋内への退避の勧告等を指示することとしております。

内閣総理大臣から指示を受けました市町村長ま

たは都道府県知事は、住民に対して避難のための立ち退きや屋内への退避を指示することになります。

○辻(一)委員 通報から指示がなされるまでの展開は、おぼろげながらというが、大体わかりました。

そこで、具体的問題ですが、東海の臨界事故のときに対策本部が設置されるのにどれぐらいの間がかかったのか、また、専門家の助言組織から専門家を派遣するためにどれぐらいの間がかかったか、このことをちょっとお尋ねしたい。

○斎藤政務次官 今回の場合でございますが、事故が午前十三時三十分過ぎに発生しまして、午前十一時十九分に事業者から第一報をファクスにて科学技術庁が受けた後、原子力安全委員会、官邸、プレス等への説明と並行して、午後二時半に科学技術庁災害対策本部を設置いたしました。また、午後三時には、災害対策基本法に基づく科学技術庁長官を本部長とする関係省庁を含めた事故対策本部を設置いたしました。

なお、この過程におきまして、午後十二時過ぎには、災害対策基本法において指定公共機関として位置づけられております核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所に対して、モニタリング支援等の派遣を要請してございまして、直ちに専門家の派遣がなされております。

また、原子力安全委員会の緊急技術助言組織の招集でございますが、午後三時半にこれを決定し、六時半に原子力安全委員を現地に派遣しております。

○辻(一)委員 午前中に公聴会で東海の村上村長さんに来ていただいて、現場の当時の苦勞もどかしさをいろいろお話を聞きましたが、やはり本部が設置されるまでの時間がかかり過ぎ、それから、どうしていいかわからぬという時間が随分あったことですね。東京から専門家が来るのにも相当な時間がかかった。こういうことが、当初における初期対応がなかなか判断できなかった大きな要因であったように伺いました。

この時間は、例えば災害対策本部が設置されるのに四時間半、それから専門家の派遣は、時間はまだ明確にお答えがなかったのですが、夕方派遣というふうになると、相当な時間がかかっておるわけですが、今度の新法でこの時間は随分と短縮されるのか、されるとするならどれぐらい短縮される見込みなのか、お尋ねしたい。

○斎藤政務次官 今回の法案におきましては、事業者に対して、施設の敷地境界における放射線レベルの上昇など一定の異常な事態が発生した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長に通報することを義務づけることと、通報を受けた主務大臣から直ちに内閣総理大臣に報告がなされ、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をするともに、原子力災害対策本部を設置することとしております。

また、その緊急事態宣言に先立ち、事業者より施設の敷地境界における放射線レベルの上昇など一定の異常な事態が発生した旨の通報を受けた都道府県知事または市町村長は、主務大臣に対して専門的知識を有する職員の派遣を要請することができ、主務大臣は適任と認める職員を派遣しなければならぬこととしております。

本法案の施行後においては、このように迅速な通報連絡体制や専門的知識を有する職員等の派遣体制を法的に整備し、また、初動体制の判断基準等を客観的なものにした各種マニュアル類の整備を進めまして、さらに実践的な防災訓練を実施することとなります。これらの措置によりまして迅速な事故対応が図られるようにしていきたい、このように決意をしております。

○辻(一)委員 もし新法が既に発効していたとして、いわゆる新法下において今回の事故があったとしたならば、時間は四時間半とか、あるいは専門家を派遣には六、七時間とかかかっておると思うのですが、どれぐらい短縮されると思ひますか。

○斎藤政務次官 具体的に、今回の事例で何時間になりますか、何分になりますかということは言えませんが、かなりの短縮になると考えており

ます。

○辻(一)委員 その直ちにというのは非常に結構なことなんですが、具体的にこの法律が適用されることによって、今まで随分、本部設置に時間がかかった、専門家を派遣するのに時間がかかった、そういうものが具体的にこういふことによつて短くできる、初期対応ができるという何かその裏づけはないのですか。

○斎藤政務次官 今回、いろいろな制度の中でこの迅速化を図っていること、及び現地対策本部を立てるために現地対策本部長が行くとか、また専門家が派遣されるとき、そういうところで、自衛隊の出動を要請できることにもなっておりますし、迅速な対応が可能になったと思っております。

○辻(一)委員 早くできるということですが、では、今回の場合にその新法を適用したとしたら具体的にどれぐらいの時間が短くなるのか、そういうことは数字でおおよそ言えませんか。

○斎藤政務次官 数字的に出すのはちょっと難しいかと思ひます。かなり迅速化が図られるということ、数字で出すのはちょっと難しいかと思ひます。

○辻(一)委員 今度は、具体的な防災訓練をやってみる、午前中も意見がありました、それで本当に仮想事故を想定して、ここまで拡散するならどうするか、それに対するサイトごとの防災計画が確立されれば、具体的にそれを実証することによつて点検できると思ひますから、具体的な効果のある防災計画と防災訓練等をぜひ積み上げて、その数字をひとつ裏づけるようにしてはいいと思ひます。

そこで、前回も私は質問をして、どうもはつきりしないままに終わった点があるのですが、原子力緊急事態宣言を総理がする前に、初期緊急対応が必要ときに、市町村長が屋内退避を勧告、指示するとなれば、いかなる法的根拠によるのか。これをちよつと伺ひたい。

○中曽根国務大臣 災害対策基本法第六十条で

は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合には、市町村長が住民に対して避難のための立ち退きを勧告または指示できることとされております。この立ち退きは、災害により危険が切迫している地域から他所へ移る行為を意味しておりまして、屋内にとどまり事の過ぎるのを待つという意味での屋内退避とは別の概念でございます。ただし、立ち退き先を屋内に特定することによつて、多くの場合は同等の効果を生み出すことは可能であります。

原子力災害におきまして屋内への退避という概念を導入いたしましたのは、原子力災害における屋内退避は、外気を遮断するなど特別な状態を維持して屋内にとどまり続けるという行為でありまして、単に立ち退き先を指定し他所へ移るという行為に焦点を当てたものではないことによるものでございます。

一方、今回の東海村における事故では、事故発生後の九月三十日十二時三十分ごろ、東海村より、付近の方は外出しないようにとの屋内退避の要請を防災無線で放送し、十五時ごろには半径三百五十メートル圏内の住民に避難のための立ち退き要請が出され、また、同日二十二時三十分ごろに、茨城県知事から関係市町村に、十キロ圏内の住民に対する屋内退避の、これまた要請でございますが、要請がなされたものと承知しております。

このうち、東海村村長の行いました屋内退避の呼びかけ及び茨城県知事が行いました十キロ圏内の屋内退避の要請は、災害対策基本法の規定に基づくものではなく、地方自治法第二条の規定に基づき、地域住民の生命、身体の安全を保持するという地方自治体固有の事務として行われたものでございます。

委員御承知のとおり、地方自治法の第二条の中に、地方公共団体は、「その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。」という規定がございます、その国の事務に属しない事務の事例といたしましては、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持するこ

と。」ということが記されておるわけでございまして、これに基づいて、地方自治体固有の事務として行われたものでございます。

○辻(一)委員 この前もちよつと議論をしました、総理の原子力緊急事態宣言が行われた後は、その新法によつてみんな発動できるんですね。

ところが、問題は、その宣言がなされる以前、それは一時間か二時間か三時間か、あるいは三十分かかわかりませんが、そのときに対応しなくてはならない一つに避難があるんですね。それは災害対策基本法の第六十条によつて規定されている。それを根拠にしている。ところが、今度の屋内退避は、それとは違って地方自治法によつて行われたということ。

まさに屋内退避というのは、前には考えられなかった、いわゆる原子力災害の特殊性からきた屋内退避ですね。屋内退避、これは初期です、屋内に退避して放射線を遮るという。いや、これは危ないということになれば立ち退き避難ということになるんですが、一連の関連のある行動なんです、それを、片方は災害対策基本法六十条、片方は自治法の何条かによつて、違った裏づけでこの根拠を与えているというのは整合性を欠くと私は思ふのですが、それはどう思ひますか。

○中曽根国務大臣 先ほど申し上げましたように、また委員も御指摘のとおり、緊急事態宣言が発出されました後は、この法律によりまして屋内退避ができるわけでございますが、原子力災害対策特別措置法の施行後においても、原子力緊急事態宣言発出前に屋内退避の措置を講じる必要があると地方自治体の長が判断した場合、現行の仕組みとどおり地方自治法等によりまして必要な措置を講じることができるといふことでありまして、私は、整合性はある、そういうふうと思ひております。

○辻(一)委員 いや、私の言っているのは、避難は災害法の六十条、屋内退避は、これは一連の行為であるにもかかわらず、別の地方自治法に基づくと。だから、もし整合性を欠かないように

するために、災害基本法のところを、今までは避難、しかし新しい原子力の災害というのが加わるから屋内退避と加えるか、それでなければ、本当は特別措置法をつくつて、原子力災害の特殊性というものを組み入れるのが今度の特措法の特色なんです。それから、特別措置法の中に屋内退避というものを、宣言以後はわかっているのだけれども、宣言以前のそれをどうするかということについての根拠を与えるべきでないかと思うのですが、それはいかがですか。

○中曽根国務大臣 繰り返になりますが、地方自治法等で屋内退避ができるわけであります。そういうような規定があるわけでありますから、これを、この法律にのつとつてそのような地方自治体の長が判断をすればいいことだと思っております。また、この法律が施行後におきましては、地方自治体の長を初めとする関係者の皆さん方によくこの点を御説明して、そして速やかにこの自治法にのつとつて対応ができるように御理解をお願いすればよろしいのではないかと、そういうふう思っております。

○辻(一)委員 限られた時間で、ここに余り時間を本当はかけたくないのですが、せっかく特別措置法というものを原子力災害の特殊性にかんがみつつくるのだから、新しい問題、原子力のこの屋内退避というものは、原子力災害であるがゆえに問題になつてきたわけですから、少なくともその特別措置法の中に一項入れてうたい込むべきである。それが法の整合性というもののじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○斎藤政務次官 辻委員の御主張につきまして、前回の質疑でも御主張をしておりますけれども、この屋内退避というものは、原子力災害における特有な避難方法でございます。

避難に二つございまして、一つが立ち退き、そしてもう一つが屋内退避だと思ひます。災害法六十条で規定されておりますのは、この立ち退きについての勧告、指示、勧告、指示ということですので、かなり強い行為が書かれておるわけでござ

いますけれども、この屋内退避が有効であるのは、予測線量当量が余り大きくない場合や放射性物質の拡散時間が短い場合であるが、原子力緊急事態宣言が出される以前に暫定的な措置として屋内退避を行う場合には、指示、勧告という強い義務づけでなくとも、これまでと同様に地方自治体固有の事務としての要請により行うことが適当である、このように考えているわけでございます。

一方、屋内退避が比較的長期にわたる場合や、立ち退きによる避難によらずには相当な被曝を受ける想定される場合には、住民の意思に反してでも実施することが必要になるため、ある程度強い義務づけを課す指示、勧告を法的に位置づけることが必要である、このように考えます。このため、立ち退きや原子力緊急事態宣言発出後の長期にわたる屋内退避については、災害対策基本法及び本法案による災害対策基本法の読みかえ適用により、勧告または指示ができることとしているものでございます。

いずれにいたしましても、地方自治体が住民に対して立ち退きや屋内退避の措置を講ずる場合には、権限の強弱という観点ではなく、住民の安全のために具体的にどのような働きかけができるかという観点が必要であり、初動対応の迅速性を十分に踏まえながら適切な対応を図ってまいりたいと思っております。

○辻（一）委員　だから、私は、原子力災害の特殊性を考えたならば、まさにこの特措法というのは、災害基本法を踏まえて特殊性を盛り込むのが今度の特別措置法なんだから、その中に盛り込まれるべきでないかということ。

それから、宣言後は屋内退避の場合も指示できるとしていいでしょう。法案を見れば、緊急事態の宣言後は屋内退避についても指示し得るとしている。それで、さっき言われたのは、屋内退避とそして避難は強弱があるから、だからそれでいいのだという。新法のもとにおけるのと非常に論理が矛盾していると思いませんか。いかがですか。

○斉藤政務次官　緊急事態宣言後は、かなり緊急な事態でございまして、指示、勧告という、ある意味で住民の権利を侵害するかもしれない措置でございましてけれども、強い指示権限を事故対策本部長に与えたということでございます。というところで、論理的な矛盾はないと思います。

○辻（一）委員　この程度でとめますが、緊急度という点からいえば、重要性からいえば、緊急事態の宣言以前に、初期の対応がより緊急かもわからぬです。だから、緊急度をもつて分けるということは非常に問題があると私は思いますが、この問題は提起をして、ここで時間の点からとめたいと思います。

ちよつと具体的な問題を伺いますが、防災専門官の配置の数です。

茨城、これは東海ですね、それから青森、福井、福島、新潟等は、主要な原子力の研究施設、新しい施設、それから原子力発電所が集中しているところですが、ここは、単なる一カ所あるところとは違つた原子力防災専門官の配置が必要だと思いますが、これらについての配置の箇所、それから配置の数をどういうふうに考えているのか、お尋ねしたい。

○中曽根国務大臣　原子力防災専門官は、原子力事業所の所在する地域に駐在をいたしまして、平常時におきましては、原子力事業者に対して、防災業務計画の作成、防災組織の設置等の原子力災害予防対策に関する指導助言を行うほか、緊急時におきましては、原子力事業者からの通報がありました場合に、その状況の把握のための情報の収集その他、原子力災害の発生または拡大の防止の円滑な実施に必要な業務に当たることとされております。地元におきまして、原子力防災対策上重要な役割を果たすこととなっております。

お尋ねの原子力防災専門官の配置場所と配置数につきましては、原子力事業所の種類や規模に応じて異なるものとなると考えておりますが、その役割の重要性にかんがみ、業務が的確かつ円滑に遂行されるよう、所要の人員の確保に努めてまい

りたいと思ひます。専門官の人数につきましては、十二年度予算編成の過程におきまして関係部局と検討をしているところであります。現時点で確たる人数を申し上げることはできませんが、御指摘の施設を初めとする原子力事業所の所在地域におきまして、緊急時に適切に対応できるように所要の人員を確保するよう努めてまいりたい、そういうふうな思っております。

○辻（一）委員　運転管理専門官は、四十六名だったか四十七名いますね。そのほか防災専門官を所要のと言われるその所要の数というのは、それを別にしてどれぐらいを考えているのですか。

○斉藤政務次官　運転管理専門官と別にどのくらいの人数を考えているか、こういう御質問でございしますが、これは、辻委員の前の御質問でもございしましたが、ある場合におきましては、原子力運転専門官と業務をさせるというふうなこともあることも考えられます。したがって、現時点におきまして、運転管理専門官より何人かこの専門官を置くかということを決めておりません。今検討しているところでございます。

○辻（一）委員　名前だけ防災専門官を置く、こうして、実際は、運転管理専門官が四十七名配置されている、それと兼用すれば実質的にはほとんど変わらないものになる。

だから、防災専門官を置くというのは、初期対応をきちつとやり、本来は運転専門官と業務すべきでない性格のものであると思ひますから、そういうものをきちつと配置してこそ防災専門官、この法案のなかで生かせると思ひます。それを運転専門官と適宜兼務して並べるといふのでは、私は防災専門官をこの法案のなかめとした意味をなさないと思ひつけられども、そこはどうなのですか。

○斉藤政務次官　業務となる場合もあるかもしれないということでございます。すべて兼務ということではございません。もちろん、この今回の法律の趣旨にのつとて、各地域に、防災専門官専門と言つとおかしい

のですが、防災専門官専任者は必ずいるわけでございます。辻委員の御指摘の趣旨にのつとて、その任務を果たすような体制をとつていきたいと思ひつています。

○辻（一）委員　その所要の数というのはほぼ幾らだと今明らかにできないのですか。

○斉藤政務次官　現時点で大体何人になるということはいへないのですが、例えば青森の六ヶ所村、これはいろいろな施設が建設中でございますが、その全施設が整つた段階で、これも確実に、一名もたがわずその数字になるという意味ではございせんけれども、十人程度の防災専門官が配置される、このように考えております。

○辻（一）委員　例えば青森と言ふのならば、茨城や原子力集中地帯である福井、福島、新潟等にどれぐらいを配置する考えなのか、そこは明らかにできないのですか。

○斉藤政務次官　今具体的にその数字を挙げることはできませんけれども、少なくともその事業規模からして、不公平がないようにといひましようか、妥当性のある、合理性のある配置数になると思ひつております。そうしなければいけないと思ひつております。

○辻（一）委員　しつかりやつて下さい、大事な問題ですから。やはりこの法案が、新法が具体的に生きるかどうかは、防災専門官がきちつと配置されて、本当に初期の対応、市町村長の相談相手になつてやれるか、こういうことにかかると思ひますから、その点、ひとつしつかりと取り組んでいただきたいと思ひます。そこで、原子力安全委員長、見えていますね。時間が乏しくなつて恐縮なのですが、午前中も東海の村長さんとかそれからそのほかの公述人からいろいろ意見を伺つたのですが、いずれの方も、原子力安全委員会はやはり強化すべきであるということですね。それも、今言われるように、事故があつたのでこれはやむを得ぬということで、例えば佐藤安全

委員長は、以前に行管等のところでも議論をした覚えがありますが、七十名ぐらいのメンバーは最初に事務局に確保したいということでした。今百名ぐらいたといういろいろな話が出ていますが、その程度で安全委員会が強化されるというように思っています。

私は、この前もお話ししましたが、とにかく二次系や周辺部にとんだ問題が出てきている、こんなのをしっかり目を配らぬと、事故は違った形であちこちから出てきて、とてもおさまらないかのように思うのです。今の安全委員会を少し強化して、内閣府に移して、人数をふやすということでも目が配れるのかどうか、私はその程度ではとてもできないと思うのですが、まずそのことをお尋ねしたい。

○佐藤参考人 まず、施設等の保安、これは当然事業者がしっかりやっていた。それを現在の規制行政庁が、そういう事業者がちゃんと責任を果たしているかどうかを監視し、監督する。安全委員会というのは、その上に、上と言っているのはちょっと語弊がありますが、それを見て、特に規制が適正に行われているかどうかを言うならば監視し、必要であれば勧告もする、そういう立場と理解しております。

確かに、委員おっしゃいますように、これまでの事務局体制ではなかなか、最初の設置許可段階以降のところにもまだほとんど物理的に目が届きかねるところがあったことは事実でございます。そういうことも考えまして、私ども、七十名ぐらいは欲しいんだがというようなことを、これは非公式にでございますが、申ししたことはございます。

さらに、現在もつと増強すべきであるという御意見もいろいろあるところであるというふうに承っております。これは、安全委員会に対して、まづしっかりせよということと、同時にまた御期待も大きいのであろうというふうに感じて、責任も感じて、人数がどれだけあれば本当に満足かとい

うことになるわけでありまして。それは、欲を言えば切りがないところもあるかもしれない。ただ、先ほど申しましたように、私どもの任務というのは、現在の規制行政庁の仕事がきちんとこなされているかどうかということと監視、監督するのが一番だと思っておりますので、まづはそういう規制行政庁の方できちんとした仕事ができるか、さらにそれを受けて事業者の方できちんと保安活動がなされるか、それを踏まえて評価すべきものと考えております。

○辻(一)委員 この前の委員会でも、日本の原子力安全委員会の特徴とか、そういう点も議論をされたのは聞きました。

確かに、ダブルチェックをするというシステムは、ある面ではまた大事な点だと思っておりますが、現状を見ると、科技庁、通産省もさして手が回らぬと思えないし、それから安全委員会の方も手が回らない。そうすれば、二次系や周辺部における事故は、やはりこのままではいくと後を絶たない懸念がある。

そこで、もつと抜本的にやはり、アメリカの例はよく引かれますが、行政委員会的な組織に切りかえて本格的に取り組まない、こまめに日本の原子力は、アメリカに次ぎ、フランスと並んでおられるのですから、このままではいかならないのではないかと。

防災法も、大きな事故があつて、多少慌てていよいよ具体化しましたが、原子力安全委員会の機構の問題も、もつと大きな事故が出ないと頭が回らないのかという懸念が私にはあるのです。だから、事故があつてそういうことをやるのじゃないから、事故を起こさないためにきちとやるということが非常に大事だ。時間の点から、この点はまた別の機会に議論を本格的にしたいと思ひます。

そこで、もう一点安全委員長に聞きたいのですが、私も随分事故の問題には、福井もたくさん次から次と出るの直面してきましたし、東海と福井が典型的なやはり集中地ですから、問題が出る

のはこれはやむを得ぬと思うのです。

ところが、午前中も指摘をされておりましたが、科技庁や安全委員会がつくったところの調査が、委員等等は、原因の追求であるとか解明するといふには極めてなかなか細かく、詳しくやっている点があるのです。しかし、なぜそんなものが出てきたか、システムの欠陥がないか、行政庁の責任がないか、こんなことはほとんど触れていないですね。

例えば、私が議論をしてきた「もんじゅ」にしても、フランスにおけるナトリウム漏れの対策は、公聴会もやり、それから政府も何回もやつて、分厚い報告書になつて科学技術庁と動燃の倉庫に眠っている。それをちゃんと読んでやれば何分の一かにその被害という事故は縮小できたかも知れぬ、こう当時の局長が言っているのです。それをなぜ倉庫に眠らせておつたか。その責任は、行政庁の責任、安全委員会や科技庁の責任はどうなのか、こういう問題は一つも触れていないのです。

だから、私は、そういう意味で、もつと第三者機関における調査委員会をつくれということも、そこに根拠が非常にあると思うのですが、行政の欠陥、メカニズムの欠陥をえぐる調査報告を出さない、原因はこうで、こう、これだけではいけない、私は思いますが、これからの問題でもあると思うので、いかがですか。

○佐藤参考人 確かに、今辻先生おっしゃるところ、私も同感するところが非常にございます。

ただ、この事故調査委員会は必ずしも技術的な原因究明だけをやっていくわけではございません。今、中に小さなチームと申しますが、それを三つにつけておまして、こういう事態を招いた背景にさかのぼる、つまり産業構造であるとか、そういうところまで踏み込んで議論が今なされているものと理解しております。

さらにまた、事故調査委員会の委員長を初め皆様方には、安全委員会も含めてこれまで国の対応に足りない点等があつたら御遠慮なく御指摘いた

だきたいということをお願いしているところでございます。

○辻(一)委員 時間が来たから終わりますが、とにかく原子力安全委員会には国民の期待があるのです。だから、原子力安全委員会が言つたら心配ないというぐらになつてもならなければいけないと私は思う。そのためには、今言われている程度の改革では本物になかなか切り切れぬ、もう少し大きな根本的な取り組みが必要である。その問題はまた別の機会に議論したいと思ひます。

終わります。ありがとうございました。

○北側委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。私は、最初に、今度の法律を通じて、地元の自治体の取り組みとか、それから、災害のとき一番大事なことは、現地性と申しますか、地元、そこに住んでいる方が一番その専門家でですから、そういう人たちの声がどれぐらいいかされてくるかということが非常に大事だと思ひます。

その点では、午前中の公述人の方からもうそういうお話もありましたけれども、実は、せんだつての事故の後、東海村の、きょうも来ていただいた村上村長さんにお会いしたときに、防災無線を各戸に設置して、これは非常に良かったわけですよ、しかし、学校や事業所にはまだできていなかった、そういう点はこれから取り組むことが必要だと思ひますというお話もありました。

やはり地域に有線のラインだけじゃなしに、それぞれの地域の状況に応じて各戸に防災無線を設けて、緊急時に確実に情報が住民に届くようにする。この点では、学校であれ公民館であれ、その他公共施設であるとか、あるいは事業所とか、そういうところにも設置して、確実にまず情報が届くということが非常に大事なことだと思ひます。これは後ほど触れますが、どれぐらいいの範囲を防災対策の範囲と見るかによってかなり変

ところで、防災との関係でございすけれども、これも御承知のことと思ひますが、原子力安全委員会では、「原子力発電所等周辺の防災対策について」という、いわゆる防災指針を出しているわけでございすけれども、この原子力防災対策を重点的に充実すべき範囲の目安として、御案内のように、原子力発電所等を中心として半径八ないし十キロメートルという地域を示しております。また、屋内退避あるいは避難等に関する指標につきましては、これは予測線量当量でございすますが、十ミリシーベルトを超えるときに、線量の強さに応じた退避等、防護対策を行うということになっていすのでございす。

防災対策を重点的に実施すべき八ないし十キロメートルの範囲につきましては、発生する可能性が極めて低いと考えられる多量の放射性物質の放出を仮定し、あるいは、さらに拡散に影響するような気象も最も厳し目に用いて計算をするなど、最悪の場合を想定したというふうに心得ております。

この屋内退避とかあるいは避難に關します指標につきましては、これも御承知のICRPや放射線審議会などで、被曝にかかわる検討結果あるいは諸外国の指標を踏まえて策定されたということでございます。

ただ、今回の事故を踏まえまして、原子力安全委員会においても、防災指針についてさらなる議論がなされるものというふうに思っております。○吉井委員 それで、今おっしゃったこれまでの防災指針は八キロから十キロですね。しかし、今回の事故も踏まえて見ていったときに、現実には事業者側が出てきていたもので一ミリシーベルトを超えるところ、十キロから三十キロ圏の例えば美山町などでも四ミリシーベルト、こういうふうになってきまして、やはりかつての過去にこだわることじゃなくて、現実は今、具体的な避難計画をそれぞれのところでどう考えていくのか、このことが必要だと思ひます。しかも、これにさらに、もちろんこのときも考えられてはいるので

すが、放射能の雲ですね、ブルーム、これの流れとか、風向、風速によって被曝地帯の広がり方とか被曝の仕方が随分変わるわけですね。ですから、八キロから十キロだけ考えておいたらもういいんだということでは現実に合わないわけですし、まして、水道水源などからの必要な安全距離とか、やはりそれぞれの地域ごとに、こういう問題は地方自治体の方が一番詳しいと思ひますが、やはり地域によく着目して、避難計画なども含めて防災計画を個々に考えていく。大臣、その点で、やはり個々の地域ごとに地域に即した避難計画なり防災対策を考えると、私はそこが大事だと思ひますが、この点だけ

ちよつと大臣に聞いておきたいと思ひます。○中曽根国務大臣 今委員おっしゃいましたとおり、地域にどういう原子力関係の施設があるか、また、近隣の周辺の状況がどうなつていすのか等々、状況は施設によつて違ふと思ひます。そういう意味におきましては、今委員のおっしゃいますとおり、地域地域の実情に合致した、最も適したと思はれるような形の対策をとるということが当然だと思ひております。

○吉井委員 資源エネルギー庁はあつたように最初おっしゃいましたけれども、私、例えばアメリカのコネチカット州の原子力発電所が住民に配つた非常事態対策ガイドとかそういうのは、避難ルートは二線西へ、五D出口より三線へとか、非常に避難ルートについてもきめ細かく指示をするんですね。ですから、八キロから十キロで今まで考えておつたからそれでよしということじゃなくて、やはりそれぞれの原発サイトごとに、今言つたように、十キロから三十キロのところでも四ミリシーベルトというふうに事業者が計算して出しているわけですから、その汚染される地域からはどれだけ早くどれだけ遠くへどう避難するかとか、やはりそこを考えたとき、現実には、防災ということを幾ら口で言つたつて防災対策にならないということを言わなきゃいかぬと思ひます。

次に、政府参考人にお聞きしておきますが、防災のしおりなどを配つていす国もありすね。例えばスイスでは、四カ国語で、沃化カリウム六十五ミリグラム十粒と書いてあつて、お知らせとして、どんなときにいつ使うか、どんな注意が必要か、どういふときには使わなくてよいのか、服用する場合医師に相談すべき人はどんな人かとか、妊娠期間中や授乳中の母親も使つてよいのか、どのように使うかとか、副作用の可能性、その他留意すべき事項、追加して沃化カリウムを手するときに、詳しく記載してあるんですね。

こうして、原発事故時に想定される汚染地域では放射能の雲が到着する前に服用できるように各戸に錠剤を配付しておりますが、こういう諸外国の実例等は調べておられますか。○岡宮政府参考人 各国の状況につきましては、我が方でも、原子力防災のパンフレットの作成の手引というのをつくつております関係上、当然調べております。

○吉井委員 それで、日本の場合は、各戸配付は非常に少ないんですね。実際に事故になると、住民の方たちは皆家にじつとしていすわけじゃないんですから。家にじつとしておれば、どこか近くの保健所へ直ちに行つてくださるか、あるいは保健所なり病院から持つていくことが出来ますけれども、住民の生活実態に合わせて早く服用できる、これは放射性汚染を吸い込んでからじゃ遅いわけですから、その点では、この地域については各戸配付を行うとか、やはりもうちよつと具体的に各戸配付も考えれば、同時に沃素剤の地域公共施設への配備も考えておくと、そういうやり方が必要じゃないかと思ひますが、これについてはどういふ取り組み方にしていすか。

○岡宮政府参考人 沃素剤の配備についてのお尋ねでございますが、原子力安全委員会の防災指針等に基づきまして、地方公共団体が的確に周辺住民等への配付ができる体制を整備していすところでございます。沃素剤につきましては、放射性汚染を体に取り

込んだ後であつても三、四時間以内に服用すれば十分有効でございまして、かつ副作用が皆無ではないということから、その配付に当たりましては、専門家の指導助言が得られる状況下で服用されるよう考慮することが必要だと考えております。

また、より迅速に対応できる配付体制の整備など改善の余地がある点につきましては、現在原子力安全委員会防災専門部会におきまして、防災指針の改定作業の中で具体的検討が行われていすところでございす。

○吉井委員 検討をやつていすということですが、日本でも、新潟県の小国町の二十キロのところでも各戸配付とか、福井県の丸岡町、朝日町など全国一市五町で、十キロ圏外でも沃素剤の各戸配付をやつていすという自治体もありますから、やはり自治体の方が、住民の実態に合わせる、過疎のところとかいろいろな状況もあるわけですから、やはり実態に合わせた取り組みをしていかなければ、東京のお役所の机上ではうまくいふはずなんです。しかしそれじゃうまくいふかわからない、この間の臨界事故でも示されていすわけですから、私は、ここはきちつと実態に合わせた取り組みに切りかえるということ強く求めておきたいと思ひます。

それから次に、原子力安全審査の中で、過酷事故を想定して、炉心溶融の場合の溶岩流が圧力容器を破壊する場合、その場合の格納容器の健全性が守れるか、あるいは万一格納容器を破壊されたときに災害はどういふふうな拡散するかとか、それに対してどのような防災対策をとるかということについては、国際原子力機関のINSAGが八八年に出した「原子力発電所の基本安全原則」ではどういふふうにしていすか。○岡宮政府参考人 一九八八年のINSAGの報告書におきましては、今の点につきまして、発生確率が極めて低い事故に対して、それが重大なものではないということを確認すること。シビアアクシデントの可能性は極めて小さいことを確認す

ること。起こる可能性は非常に低いとはいえず、設計段階で考慮されたものよりも深刻な事故、設計基準を超える事故でございすが、これについて注意を向けなければならぬということ。このような事故は起こり得るため、その進展を管理し、またその影響を緩和するための手続措置が用意される。このようにして、大きな影響を伴うシビアアクシデントは、深層防御による効果的な発生防止及び影響緩和によって極めて発生しがたくなる。こういうようなことが書いてございす。

○吉井委員 そうなんです。ですから、シビアアクシデントのときに格納機能に悪影響を及ぼすことを防ぐことはもちろん大前提として、防ぎ得ない場合には、そういう事故の影響を防ぐ特別な対策が備えられていることが必要である。ですから、要するに、過酷事故を想定してそれで食い止める対策とともに、それも破れたときにどうするかというのを、そこをきちっと考えていかなきゃならぬということにしているわけでありす。

私はこの点で大臣に伺っておきたいんですが、政府として、国際原則となつて過酷事故を想定した審査基準を取り入れるということについて、これは少なくとも原子力安全委員会に諮問をする。これは、国際的には過酷事故想定というのはもう原則になっておりまして、各国、それぞれの国によって想定の方とかがいろいろ違ひはあるにしても、やはりやっているとすね。炉心溶融で溶岩流になって圧力容器が破壊される、その場合格納容器が破壊される確率が五〇％だ、アメリカはそういう計算までやっていると議論したりとか。ですから、それを安全審査基準に取り入れるかどうかという点については、少なくとも原子力安全委員会に諮問をされて検討するということが、私は大臣として必要じゃないかと思うんですが、これは大臣の方に伺っておきたいと思ひます。

○中曽根国務大臣 委員御案内のように、シビアアクシデントとは設計で考えられた仮想事故を超える過酷な事故でありますために、安全審査の対

象とはなっておりません。

我が国では、さまざまな安全対策によりまして、そのような事故が起こる可能性は非常に低いと評価はされております。しかし、念のため、現在の低いリスクをより一層低減すべく、原子力安全委員会は、平成四年、シビアアクシデント対策について強く推奨しているところであります。

これを受けて、事業者におきましても、おひね二〇〇〇年を目途に過酷事故に関する対策が進められているところでございまして、シビアアクシデントに関しても、安全確保について十分努力をされているところでございす。

○吉井委員 ですから、今大臣がお答えになったように、これまで審査対象とはしてこなかったのです。しかし、やはりこれは非常に大事なこととて、強く推奨され、事業者において取り組みということになってきたわけですが、それだけに、審査対象として審査基準に取り入れるということについて、少なくとも原子力安全委員会の方に諮問をされる、そういうことが必要なんじゃないですか。

○中曽根国務大臣 原子力発電所の基本的安全原則は、IAEAの国際原子力安全諮問グループがIAEA事務局局長へ勧告することを目的とした報告書でございまして、それ自体は、IAEAの国際基準ではないわけにございす。

○吉井委員 国際的義務でないとおっしゃるのだけれども、しかし、その勧告を各国政府は受け入れていっているのです。日本は拒否するという立場で、しかし各国政府は皆それを受け入れて、実際に過酷事故を想定した審査をやっているわけですね。

だから、日本も、そういう安全審査にしていくなかとも原子力安全委員会には諮問される。諮問された結果、安全委員会はそれは要りませんと言ふかどうか、それは安全委員会がその諮問に対して答申されるわけですが、大臣としては諮問するということが必要なんじゃないですか。これは大臣にもう一度伺ひます。

○中曽根国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、原子力安全委員会が平成四年にシビアアクシデント対策について強く推奨しておるところでございす。そういうことから、事業者におきましても過酷事故に対する対策が進められるもの、私はそういうふうにも思っております。

○吉井委員 推奨しているぐらいなんです。ですから、大臣が諮問されたときに、どういう形の審査基準にするかは別として、これは安全委員会も検討されると思うのです。こういう点では、国際的な流れもございすから、いわば国際基準になつていまして、少なくともこれをまず諮問されて、そしてきちっとした安全審査の基準に組み込んでいく。そういう立場に立たれるように、大臣からまず諮問をされる、そのことは必要だと思ひます。この点だけはもう一度伺つておきたいと思ひます。

○中曽根国務大臣 海外の状況をちよつと御説明させていただきたいと思ひますが、米国やスウェーデンにおきまして、シビアアクシデント対策の一部の項目については安全規制の要求事項となつております。そのほか、我が国を含めまして、フランス、ドイツ、スイスにつきましては、事業者の自主対応となつておりまして、先ほど申し上げましたように、事業者においても十分に過酷事故対策をとるもの、そういうふうにも思っております。

○吉井委員 時間が参りましたので終わりますけれども、私は、過酷事故対策というのはそんなに軽いものじゃないというふうにも思つております。それで、事務方の方は、何かそういう都合のいいところを持つてきてやっているとすね。やはり進んだ経験を生かして、いかに防災を前進させるかということが一番のポイントですから、その立場に立つていただくことを強く申し上げて、時間が参りましたので、質問を終わります。

○西委員長代理 山中燐子君。
（西委員長代理退席、委員長着席）

○山中（燐）委員 山中燐子でございす。

再び質問の機会を与えていただきましたが、きょう採決がございまして、この法案が通過いたしますと、先ほどの御答弁を伺つていまして、その後、いろいろなところでいろいろな意見を聞いて、そして実効あらしめるようにするということですが、できるだけ迅速にそういう形にしたいと思ひます。この法案を通過する大きな目的は、国民に安心感を与えるということ、そして原子力政策への信頼を回復するという点、さらには、海外におきましても、私はちよつとサンフランシスコで核廃絶の会議に出ておりましたときにこれが起こりまして、NGOの方から、だからもう核兵器だけではなく原子力も反対だということ、アメリカ政府はちよつと困つていた、そういう状況もありす。

この間聞きましたら、英国では、この事故の一報が入つてすぐ、同じような加工燃料工場を全部ストップしたそうです。それで、普通だったらもつと早くに連絡が入つてというか、公開されて、どういふ状況かわかれば再開しようと思つていただけたけれども、日本から連絡が入つたのが九一日、二日過ぎて、安全な状況かどうかもわからなかつたということで、イギリスでは、いつ停止したものを解除するかというのを大変真剣に考えていたということが入つてまいりました。そういうふうには、私どもの知らないところで、今回の事故の余波というのが国際的なところまで及んでいる。

そういうような認識の上で、改めて、きょうは最終の質問になりますので、全体の中で気になるところを質問させていただくという形にさせていただきます。これから政令とか省令とかを詰めるときに、いろいろな形でぜひ心にとめていただきたいと思ひます。

まず一番最初に、全体の体制についてでございす。

二〇〇一年の行政改革以降、今の通産省と科学技術庁に分かれております原子力に関する発電所、それから加工工場その他、すべてが経済産業

省の方に移って、そして、実験、研究用のところが科学技術庁に残るといふようになっていと思ひます。この中で、経済産業省の中に、電力、ガス事業部門、それから新しく保安院というものをつくるといふことで、万全の体制をしくのだといふようになっております。

実は、この事故が起きましたときにもそうでごさいますけれども、原子力に関する条約の中で、どうも日本は、推進機構と規制機構とがばらばらになっていないのか、独立していいいのではないかとということがあったわけですね。しかし、今回の改正によって、推進機構というのは一応商業ベースでいけば経済産業省、そして規制のところは原子力安全委員会なども強化するといふような認識で、今までもそれぞれの省庁の中で推進部門、規制部門があったという御説明を受けていますが、しかしこれにかかわっているボディーという表現、あるいはオーガニゼーションをどうとるかということです。

例えば、推進しているのは原子力発電所に関しては通産省です、それから規制も通産省ですといふのは非常にわかりにくい。だから、その意味で、原子力安全委員会をもっと強力にして、いわばスウェーデンで言う政府がつくるオンブズマン的な独立した機構をきちんと立ち上げるという意味で、ぜひそこそこは、改めて全体として両方がチェックできるような形に持っていくていた方がいいと思ひますが、これは間違いないところでごさいます。これは通産省に。

○茂木政務次官 国際情勢に大変お詳しい山中委員からの御質問でございしますが、御案内のとおり、一九九六年に発効しました原子力安全条約におきましては、規制機関に当たる部局と原子力の開発及び利用に当たる部局の効果的な分離を確保すること、これが要求されているわけでありますが、これは決して、同条約におきまして、これらが同じ組織内に存在してはならない、こういうことを要求しているものではございせん。

我が国におきましては、原子力発電所の規制及

び利用の促進は通産省が担当しておりますが、政令によりまして、その中の規制機関に当たる部局と原子力の開発及び利用に当たる部局が明確に区分されておられまして、その任務が効果的に分離されているところであります。

こうした体制のもと、規制機関に当たる部局が、原子炉等規制法に基づき、厳正に安全審査等に臨んできたところであります。

なお、この点に關しましては、本年四月に行われた同条約の締結国会議におきまして、我が国のこのような体制につきまして説明をさせていただきました。各国の理解も得られたところであります。

その上で、今後の体制であります。通産省の中では、原子力安全・保安院、ここにエネルギーの開発利用の方は一元化をしていく。その一方で、省庁再編後は原子力安全委員会が内閣府に移行され、その独立性が一層高められ、ダブルチェックの効果、これも一層上げていきたい、このように考えております。

○山中(樺)委員 微妙な解釈のところで誤解を招かない形という意味ではさらに前進すると思ひますので、期待してはいますが、ぜひ原子力安全委員会の方をもっと強化して、OECDに、間違つたかどうかかわかりませんが、四百五十名という登録を一人出した、その数字も一つの目安にいたしまして、そのぐらゐの強化をしていただきたいというふうに思ひます。それは要望として申し上げておきます。

さて、そのところで、私たちがなぜ不安に思ふかというところは、やはり今求められているのは透明性それから情報公開ということだろうと思ひます。

それで、アメリカの自然資源防衛協議会のコ克蘭氏が、十一月一日の発言で、事故や対策に関する情報の公開は日本とロシアで最も進んでいないというふうにした上で、日本はロシアよりはるかに劣るというふうに言われているわけですね。いろいろお聞きしてみると、日本はきちつと情報公

開しているというふうに通産省も科学技術庁もおっしゃるのですけれども、そういうふうにならねばならないと思ひます。

私が思ひますには、多分これは、余り詳しく知らせると住民が不安になるので、余り詳しく知らせない方がいいのではないかというふうな古い認識がいまだあるから、そういう意味で情報公開をどこまでするかというこの思い切りがでないのではないかと。しかし、これからは、やはりこの事故を契機にいたしまして、今インターネット、Eメール、ファクス、電話の時代ですから、きちんとした情報を提供して、そしてともにどういふふうに対策を考へて実行するかという時代に突入してきている、そういう時代の認識が非常に大事だと私は思ふのです。

その点について、長官の時代認識は多分違わないだろうというふうには私は期待しておりますけれども、やはりきちんとして情報を公開して、そしてそれにあわせて、ともに地方それから国が協力して対策を練っていくという姿勢でこれから臨まれるというふうに期待したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○中曽根国務大臣 原子力の開発利用に当たりましては、国民の御理解と信頼を得ることが不可欠でございます。そのためには、核物質防護等に係る一部の情報は除きまして、原則としてすべての情報の公開と、公開される情報の迅速かつわかりやすい提供を通じて透明性を高めていくことが大変重要と認識をしております。

かかる観点から、既に平成八年度より、原子力委員会及び原子力安全委員会におきましては、本委員会や専門部会等の会議の原則公開、それから専門部会等で報告書を取りまとめる際に国民の皆様の見解を反映させることなど、政策決定過程の透明性を高めるとともに、広く国民の方々に情報を提供するために、原子力公開資料センターの設置など、さまざまな取り組みを行ってきたところでごさいます。

原子力行政に対する国民の信頼を確立するため

には、情報の公開がまず第一歩である、私はそういうふうにお思ひしております。これをさらに進めることが不可欠と考へており、今回の事故に関する情報につきましても積極的に公開をするほか、今後も国民の皆様に対し、よりわかりやすく正確な情報を提供するように努めていきたいと思ひます。

○山中(樺)委員 ふだんの活動がどういふふうに進められているかという意味で、前回のときに、ヘリコプターで定期的にすべての核関連の物質を扱うところをきちんと測定し、そしてその情報を公開していく、また早期に見つけたときには速やかに改善を図るというふうなことで、ヘリコプターといつても、探知機をついた、アメリカで開発された形ですけれども、そういうものの導入というところについて前向きにお答えいただきましたけれども、その辺は長官もお考えは同じでいらつしやいますでしょうか。

○中曽根国務大臣 ヘリコプターを用いた空中放射線サーベイスシステムにつきましては、原子力発電所等の事故時におきまして、放射性物質の拡散状況を迅速に把握するための有効な手段として開発を行っているところでございします。

御指摘のとおり、このサーベイスシステムにつきましては、住民の原子力防災体制への理解や安心感の醸成に大変有効なものとなり得ると考へておりまして、今後、防災訓練等にも積極的に活用することとしたいと思ひます。

○山中(樺)委員 防災訓練だけではなくて、これは発想の転換で、年に二回くらいにわたつて各原子力を扱っているところを上から探知をしていくということの定期的に行うという意味でこの前提案申し上げたのですが、その辺も前向きに御検討いただけますでしょうか。大臣に、前向きに御検討いただけたらどうかだけ何えれば結構です。

○中曽根国務大臣 今申し上げましたけれども、サーベイスシステムとしてヘリコプターを活用する、したいと申し上げました。そして、そういういろいろな経験を蓄積した上で、将来のヘリコプ

ターの一層の効果的な活用についても今後研究してまいりたい、そういうふうにも思っております。
○山中(煙)委員 できるだけ早くそういう体制に持っていくっていただきたいと思えます。

さて、先回ゾーニングについて伺いましたときに、中曽根長官が、「個別の災害想定や避難計画等の検討が必要とされた場合には」とか、あるいは「自治体や関係団体等が、地域に応じた避難方法、避難場所等もまた策定されることと期待をしております。」というようなことをおっしゃった。私は、多分長官はおわかりだと思っておりますけれども、これがどれほど大事だから、地方ですらまで待っている、あるいは地方がすることを目指すというのではなくて、実際に実施するのは地方であつたとしても、国として、ゾーニングということについて、もう少し積極的にこれに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、もう一度それについて伺いたいと思いますのは、アメリカの、米国原子力規制委員会それから連邦緊急事態管理庁の両方をつくった、いわゆるナショナルスタンダード、これはスリーマイル事故の後、最終的には一九八〇年にこれができているのですが、その中の一番最初の部分に、二つのゾーニング、つまり、同心円の何キロ圏というゾーニングは日本でもやられていますが、救出の活動のためのゾーニングというコンセプトは、このゾーニングの何キロ圏の中で、さらに詳しく、例えば地勢であるとか人口密度、住居の地域、交通網がどうなっているか、気象状況がどうなっているかによつてもっと細やかな分け方にしていく。そして、それによつて、自分がこのゾーンにいるかということを知徹底させる。そういうことが不可欠である。

この緊急の救助に関しては、これを前もって策定しておくことが不可欠であるということで、これはライセンスを取る条件にもなっていますし、それから、州としてもそれから地域としても、市

町村としても、全部必要な事項というチェックが入つてきて、これは国がそういうリコメンドをしている。そういう認識で、私は実際に見ましたが、これはカリフォルニアのPG&Eという電力会社ですが、十五のゾーンに分けていますし、それからシーメンズの燃料加工工場も、やはり同じような形で分けています。

このゾーニングをすることによつて、そこに、先ほどの解毒剤の配付はどういう形でやるのかとか、あるいはどのゾーンにいる人は逃げる必要なく、どのゾーンにいる人は避難するとか、そういう細やかなこと、それと同時に、いろいろな測定器それからサイレンもゾーンごとにちゃんとつくる。

そういう意味で、この今回の不幸な事故をプラズに転化したら、これは原子力だけではなくて、日本は全体的に救助の体制のためのゾーニングというのが本来的に必要なことは私は思っておりますが、特に原子力に關してこういうゾーニングを進めていくことについて、ぜひ国が、各関連の自治体もしくは地方に対して主導していく、インシアチブをとっていくという姿勢を示していただいて、実際のときにはSPED-Iなどを使つて、そして空気の流れもはかつて、人口もどういふふうになつていくか、人口動態を見とすれば、国がバックアップしてゾーニングをしていくというふうなことをぜひやっていただきたいと思ひます。

それで、先回のときの御答弁よりももう少し積極的な御答弁がいただけないかと思ひまして、再度質問をさせていただきます。——済みません。長官のお気持ちだけで結構です。事実とかそういうことを今御説明いただくお時間ありませんか。

○中曽根国務大臣 前回の繰り返しになるかもしれませんが、委員がたまたま御指摘のように、海外の例も、御紹介いただきましたシーメンズあるいはPG&Eという会社でございますか、防災のいろいろな対応についての大変な準備が前もってされているわけですが、こういうことは非常に大

事と思ひます。こういう防災対策を実施する際には、きめ細かいゾーニングを行つて、避難場所とかあるいはその避難経路等をあらかじめ具体的に準備するということが大変重要な取り組みであると考えております。前回も御答弁申し上げたとおりでございます。

そのためには、具体的な、実践的な地域防災計画や避難計画の事前の策定が大事であるわけでありませうけれども、今回の東海村の施設の事故のようなもの、再発防止のためには、今後、法律が制定されましたら、できるだけ速やかに、各地方自治体と関係諸機関に集まつていただきまして、こういうような対策について具体的な検討をやつていただきたい、そういうふうにも思つております。

国の方も、当然でございますが、地方自治体を中心になつてやられる際には全面的な協力をしていくべきだ、御相談に乗っていくべきだ、そういうふうにも思つております。

○山中(煙)委員 大変前向きに御答弁をいただきましたので、これで多分地域の住民は、自分がどういふゾーニングにいて、森があるからここは大丈夫なんだとか、いろいろなことがわかると思ひますので、ぜひそれは今のお言葉どおり実行していただきたいと思ひます。

さて、そういう中で、実は今回の事故はヒューマンファクターだつたということがあるわけですが、教育ですとか訓練に關しまして、私が、今も述べましたシーメンズという燃料加工工場、これはワシントン州にあります、そこに行つてみましたところ、当然のことながら、安全訓練を何日間とか受けているわけですが、一番驚きましたのは、そういう訓練を全部受けた責任のある有資格者のうちで、初心者から最上級者まで、私を迎えてくれた一番上の方は副社長でしたが、私もとおっしゃったんですが、毎年一回きちんと筆記試験を受けるというふうなことをやっている。それで、それに通らない場合は、初心者あるいは上級者、すべて自分の置かれてある立場から外れざるを得ない。しかし、今のところ一〇〇％合格し

ているそうです。合格している理由は、それも全部きちんとマニュアルに書いてあります。一〇〇％の試験の合格率を保持しているのは、原子物理学や技術工学など職域分野の学位を得ている卒業生を採用しているというのが非常に大きな要因になつてゐる。

つまり、きちつとした基礎知識のある人にさらに訓練を施して、しかも、管理者の副社長、社長も受けるそうです。そういうところまで徹底をしている国と比べると、いかにも今までの甘かったのではないかとこのように思ひます。

この年に一回のテストというのは、わずかなんなブリスの中でやつてゐるわけですから、そのテストがいかにどうかは別として、そのぐらいの厳しさで教育訓練をするというふうになつてゐるわけですが、具体的に、これからそういうところはかなり抜本的な改善をしていただけるわけですね。いかがでしょうか、長官。

○中曽根国務大臣 委員が取りまてをされました新核エネルギー安全対策、拝見させていただきました。

この中でも、米国における危機管理に關する従業員教育や管理体制の例が示されているところでございますが、こういうような内容も、また、ただいま御説明いただきましたような海外での企業での教育、また試験の状況等を十分参考にさせていただきますながら、今後の我が国の保安教育、また防災対応の具体的な運用に生かしていきたいと思つております。

○山中(煙)委員 教育と一緒に訓練というの也非常に大事になつてくるわけですが、その避難訓練の場合には、それも含めて、基本的な姿勢としては、自分の仕事として計画を立ててその計画を実行せよ、一番大事なこととは人々を無事に避難させることであるというふうなことで、この訓練の中にも含まれておりますけれども、実際には、事故が起こつたときには十五分以内に関係各機関に知らせると同時に、その事故の起こつた付近の住民にも知らせなければならぬということ

がこのいわゆるナショナルスタンダードというもので決められております。

そういったことも含めまして、実際に何かが発生したときにどういった事故連絡をするか、例えば、今申し上げましたような十五分以内に知らせるのはどうしたらいいかということを考えますと、先ほどのような、ファクスを送ったけれども別の部署に送ってしまったということではどうにもならないということも出てまいりますので、非常にきめ細かい訓練と、それからコミュニケーションということ、それからどういった体制をつくるかということが具体的に問われてくるわけでございます。

その中で、特に国とそれから地方の役割分担としましては、オフサイトセンターというものの機能を非常に強化することが前回の答弁でございましたけれども、一義的にはやはりその地方、都道府県それから市町村というのがあるわけですが、国としても連絡体制というのをきちんとして整備していくという意味で、そのネットワークづくりというのが非常に大事になってきます。その辺のところはぜひ、屋上屋を重ねずに、わかりやすく早く動けるという体制を築いていただきたいと思うんです。

特に、そういう管理、それから救助の訓練、そういったことになれている人材を確保していかねばいけないという意味で、雇用の確保というのは決して労働者だけの問題ではなくて、日本が安全な国になるために、そういった人材の育成というのがかなり大事になってくると思います。

科学技術庁長官は文部大臣でもあられますので、そういった意味で、科学技術の技術者だけではなくて、危機のマネジメントとか、アメリカなんかではそういったものは例えば一つのコースというように受講できるシステムになっておりますので、そういった教育も含めて、人材の育成と、そういう人材を生かした速やかな対応、それから、政令、省令を定めるときは、何分以内にどういうふうにするという時間も区切った、そう

いった発想でぜひやっていただきたいというふうに思いますが、そういった方向で御検討いただけますでしょうか。

○中曽根国務大臣 今、委員からいろいろ御指摘がございました。きめ細かい訓練が大切である、またコミュニケーションも大切であるということでございます。またさらに、国と地方自治体との連携等のお話もありました。

基本は、やはり人材といえますか人間だと思えます。そういう意味で、専門的な知識を有する人材を集めることはもちろんでありますけれども、日ごろから、一般の従業員に至るまで教育訓練を徹底するということがまず第一歩だ、そういうふうに思っております。

また、ネットワークの必要性もお述べになられました。御案内かと思いますが、今回の事故を契機といたしまして、国内的にもニュークリアセイフティネットワークというものの設立が検討されているところでございまして、政府といたしまして、このような民間事業者との連携協力を推進することも重要と考え、今後も民間事業者と積極的な協力を図っていききたい、そういうふうに思っているところでございます。

○山中(煙)委員 今回の事故に関して、IAEAの報告書の中に、設計、管理及び作業上の事項を含む施設に関する検討、それから、許認可及び検査、規制に関する検討、さらに、緊急事態への準備及び対応に対する検討というのが日本の場合には必要であるというのが出ています。今申し上げてきたことはすべてその中に含まれてい

るわけですので、これからやはり、国内の発電、国内のエネルギー事情であっても、九〇%以上は海外に依存している日本としては、国際社会の一員として、そういったところに指摘をされたい形の万全な策を練っていただきたいということ。そして、そのバックアップをする体制としては、今度十二月にもセーフティネットのような形で発足するそういった民間との協力。これは国内的なものです。

それともう一つ、先ほどのいろいろなデータもありますけれども、アメリカは核兵器に関するさまざまな対策を練っている国であります。日本はそういった対策を練るだけのお金と時間というのを、核兵器がないのですから費やす必要はないと私は思うのです。しかし、アメリカとの友好関係の中で、アメリカのそういうノウハウに対して協力を求めることは十分考えられると思います。非常に精密な機械で、データを入れば五分ぐらいで、各国にどういったふうな予測がされるかというふうな機械も完備しています。今も科学技術庁とそれからエネルギー省とは連携をしていますが、どうやってデータを届けるかということがまだ開発されていないというか、設定されていないというふうな聞いていますので、ぜひそういった海外とのネットワークもきちんとつくっていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○中曽根国務大臣 原子力の防災対策に当たりましては、委員も御指摘のように、国際的な協力関係も極めて重要と認識をいたしております。

公的な協力といたしましては、現在でも、日本原子力研究所と米国のローレンス・リバモア研究所との放射能拡散予測に係る研究協力を実施しているほか、原子力事故時の通報条約、それから援助条約等への参加等を行っているところであります。今後とも、これらの国際的な協力関係の充実に努めてまいりたいと思っております。

○山中(煙)委員 その提携しているものが機能するためには、どうやって、どういう形で情報を提供するかというのができていないのであれば表面上しかできませんので、そこをきちっと埋めていただきたいと思えます。

時間になりましたので、最後に、今後の風力、太陽、火力または磁力、それから宇宙太陽光などのエネルギーの開発というのをこの間質問させていたいただいたときに、二〇一〇年までに三%までに上げるということを斎藤政務次官からお答えいただきましたけれども、しかし、そこでは、その可

能性を見捨てることなくということをおっしゃったので、私は、これは違うんじゃないかと。つまり、分散型のエネルギー源が開発または発見された場合には、今の電力会社のような大きな電力を供給するという形が変わってくる可能性がります。そういった意味で、もっとそちらの方の開発にも力を入れるということもきちっと考えて、発想の転換を図っていただきたいと思えます。

「もんじゅ」も含めて、今回ののもそうですけれども、高速増殖炉というのはやはり効率がいいだけ危険性がある。ふだんは五%以下のウランであるのが一八%になる、そういった危険なところに開発費をかけるよりは、むしろ発想の転換をするということが必要じゃないかと思えますが、最後にそこそこは、今度経済産業省になりますので、通産政務次官からお答えいただきたいと思えます。

○茂木政務次官 委員の方から御指摘いただきました、政務次官からの答弁でというのは多分私じゃないので、その背景、わからない部分があるのですが、何にしても、新エネルギー、これは今後の地球環境問題であったりとかエネルギーのセキュリティ、こういった意味から大変重要でありまして、通産省としても積極的な今取り組みをまいりたいと思っております。もうもろもろございまして、例えば究極の水素エネルギーであったりとか、あらゆるところにできる限りの予算をかけてまいりたい、こんなふうに考えております。

ただその一方で、我が国はどうしてもエネルギー資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない、非常にエネルギーの供給構造が脆弱である、こういう状態におきまして、エネルギーの安定供給の確保、環境保全、さらには経済成長の同時達成、こういった三つの目標を考えますと、現在の原子力発電の推進の重要性も変わらぬ、こんなふうに考えております。

それから、今の答弁とは別なのですが、先ほど答弁させていただいた中で、エネルギーの推進と規制の問題に関して、これから通産省にでき

てまいります原子力安全・保安院について、答弁の中で、利用と推進を集中すると答えたようであります。

委員御指摘のとおり、これは、規制を集中する、この間違いでありますので、訂正をさせていただきます。

○山中(煙)委員 長官から大変前向きな御答弁をいただきましたので、速やかに実行していただくことを希望して、質問を終わらせていただきます。

○北側委員長 辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党の辻元清美です。

私は、引き続きまして原子力災害対策特別措置法案などにつきまして質疑をさせていただきます。

本日の公聴会でも指摘されました点なのですが、緊急時の初動体制が特に原子力にかかわる事故では大切であるということ、この点についてまず幾つか御質問したいと思えます。

その際の自治体の長、特に市町村長の判断が、一番現場を熟知している方の判断ということで大事だと私は思いますので、市町村長の判断を速やかに下せるようにこの法律を運用していくことは非常に大きなポイントになるかと思えます。

さてそこで、幾つか具体的なことを確認させていただきたいのです。

この初動体制について、まず、原子力緊急事態宣言というのは内閣総理大臣しか出せないのでしょうか。これはいかがでしょうか。

○中曽根国務大臣 そのとおりでございます。

○辻元委員 そうしますと、これはこの委員会でも多々議論してまいりましたけれども、確認させていただきたいのですが、原子力緊急事態宣言が出される前でも、市町村長が独自の判断で避難勧告などが出せるというように解してよろしいのですか。

○中曽根国務大臣 災害対策基本法の第六十条では、災害が発生し、またはそのおそれがある場合には、市町村長が住民に対して避難のための立ち

退きを勧告または指示できることとされております。

○辻元委員 さて、きょう東海村の村上村長から貴重な、体験を踏まえた御意見をいただいた中に、こういうことがございました。

オフサイトセンター、それと現地合同会議、現地対策本部などの現地権限と、運用を補ってできる検討が欲しいという御意見をいただきました。この現地権限というところなのですけれども、これは具体的に言いますと、緊急事態が発生した際に、きょうの公聴会の後ですと、これはちょっと私、気になる点なのでお聞きしたいのですが、この現地権限というのは今長官がお答えいただいたような、避難についてのさまざまな決断をして実行していくということと解してよろしいわけですか。これは権限であると解してよろしいのでしょうか。

○斎藤政務次官 緊急事態宣言後の話でございますか。(辻元委員「いいえ。出る前に」と呼ぶ) そのとおりでございます。

○辻元委員 確認をさせていただきます。といいますのも、きょう、東海村の村上村長が、報道陣はヘリコプターで来ているのに、政府は、住田委員もタクシーで行ったというようなこの委員会での御発言もございました。

例えば、初動体制において現地が速やかに動くというのとはなぜ事故かといいますと、ヘリコプターで行ったとしても、東海村に到着するまで、佐藤原子力安全委員長も現地に行かないとにかかわらずなかったんだということを何回もおっしゃいました。そうしますと、やはりどうしても、東京にいる人たちが、東京中心になっておりますので、ヘリコプターで東海村に慌てて行ったとしても、すぐアクションをとつても一時間以上かかるのじゃないかと思うのです。これが例えば九州にある原子力発電所等で何らかの事故があった際に駆けつけるとかになりますと、ヘリコプターを用意して、それから現地まで専門家の方に速やかに行っていたいたとしても、飛行時間も含め

まして、どう考えても三時間ぐらいかかるのじゃないかと私は思うのです。

そういうことにかんがみて、今おっしゃいましたような市町村長の権限をはっきりと、緊急事態宣言が出る前にもあるのだ、独自に判断していただけるのだという点を周知徹底していただきたいと思うのです。

さて、そこで、それでも国と連携をとって行う場合に、今ヘリコプターの例を申し上げましたが、そういう具体的なことで、日本の原子力、関係の施設、それぞれ日本国じゅうにある中で、ここへの対処は、ヘリコプターで行った場合は何時間かかるのか、そういうことを日ごろからシミュレーションをしっかりとっておいたいただきたいというように思えます。それぞれどこで事故が起るかによって全然違う対応になってくると思えますので、その点の徹底をお願いしたいと思います。

さて、その中で、運転管理専門官、それから原子力防災専門官、そして原子力防災管理者、これは事業主が選ぶことになっているかと思えますが、特にこの原子力防災専門官、この方々は始終現地に常駐していると考えていいのでしょうか。そして、この人たちは、いざ事故が発生した場合の権限、特に今の初動体制に限りまして、緊急事態宣言が出ているときに独自に市町村長と一緒に決断する権限があるのかどうか、これはいかがでしょうか。

○斎藤政務次官 まず、この原子力防災専門官はその事業所のある地域に常駐をしております。事故が起きた場合、この防災専門官は、ある意味でその地方自治体の首長さんのアドバイザーとなつて、緊急対応等についてアドバイスをすることが任務でございます。

○辻元委員 きょうの公聴会の中で、村上村長に私が質問したのです。こういう専門官の方々がいらっしゃるって、日ごろ日常活動としてどういう連携をおとりたいのかというように質問をしましたら、残念ながらその答えが、期待していない

という率直なお答えだったので。

これはやはり、今までの経過でかなり村長は厳しく、今までの運転管理専門官も配置されていた中で、率直な御意見だったと思うのです。ということで、今回、現場で一番対応された方から出たその言葉を非常に重く受けとめていただきたいと思えます。ただ現地に原子力防災専門官を置いたらそれでいいというわけではないという点を強く指摘されました。

さて、アドバイザーとおっしゃったわけですが、きょうの発言の中で、現地に権限を持った人に来てほしい、一々ファクスやEメールや電話で聞かなくても、即断即決できる人を現地に速やかに到着させてほしいという話がありましたけれども、次に、対策本部について質問させていただきます。

原子力災害対策本部の本部長は総理ということになっていきます。災害対策本部は都道府県、市町村が立ち上げる。そして、原子力災害合同協議会、この中身、これが一番最終的には現場で判断する機関になるのではないかと思っているのですが、この現場での責任者は一体だれになるのでしょうか。どの会議で決定して、だれが責任をとると最終的に現地で判断することになるのでしょうか。

○斎藤政務次官 法案第二十条第八項によりまして、国の原子力災害現地対策本部長に対して、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、国の地方行政機関の長や地方公共団体の長、日本原子力研究所等の指定公共機関、原子力事業者等に指示する権限の大部分が委任をされております。これにより、原子力災害が発生した場合には、大きな権限を委任された原子力災害現地対策本部長が、現地における実質的な責任者として、関係機関の調整、指示に当たることとなります。

しかし、原子力災害合同対策協議会が存在するわけで、ここで、県や市町村の事故対策本部とも綿密な連携をとりながら、情報の共有を図りながら、現地対策本部が調整、指示に当たる、こういうことでございます。

○辻元委員 そうしますと、ちょっと具体的なことをお伺いしたいのですが、現地対策本部長は想定しますというポジションの方でしょうか、これも決めておかないと、事故が起こった、だれが行くのか、政務次官が大臣か、こうなりますので、あらかじめのポジションの方が行くというのを想定しておかなければならないと思うのですが、今のところはいかがでしょうか。

○斉藤政務次官 現地対策本部長につきましては、本法案第十七条第十三項の規定により、内閣総理大臣が、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから指名することとなっております。

この現地対策本部長は、先ほど申し上げましたように、災害対策本部長から権限の委任を受け、現地における緊急事態応急対策の実施等に大きな裁量権を持ち、陣頭指揮に立つことが求められることから、その際の災害の状況等を踏まえ、最速の者が指名されると考えられます。

○辻元委員 それで、最速の人はだれかということになるかと思うのですが、いつ起こるかかわからないので、あらかじめ、事故が起こったときには自分が本部長として行く可能性があるという、準備と覚悟というか、二十四時間いつも日常的にやっていた方がいいと困るわけですね。そのとき任命されて、いきなり行かされているというわけではないので。

ですから、あらかじめ、そういう際にはだれが対応するのだということを幾つかのパターンに分けて決めていただいて公表しておくということ、は、自治体にとっても安心になるのではないかと思いますので、提案したいと思います。

さて、そこで、現地対策本部長は多分東京から行かれると思うのですが、先ほどのように二時間、三時間かかるという可能性があります。その際に、自治体の独自判断能力を常から高めておかないと、それまでの初動体制での判断を間違え大変なことになると思います。

本法案ができた場合、自治体の独自判断能力

や、事故があつた場合の緊急対処能力を高めるためにどのような措置、今までなかったもので、目玉商品といった変なものでなくても、自治体の能力をみずから高めるために国としてはどのような措置を考えていらっしゃるか、その点についてお答えいただけますか。

○斉藤政務次官 自治体の対応能力を高めていただくために、まず、都道府県や市町村が地域防災計画を作成する際に、原子力安全委員会に対して、資料または情報の提供、意見の開陳等の協力を求めることができることとしております。

それから、原子力防災に関する知識や経験を有する国の原子力防災専門官が、原子力事業所の所在する地域に駐在し、平常時から原子力事業者の防災対策に関して指導及び助言を行うほか、緊急時においては、特に初期期におきまして現場の状況の把握のため情報収集を行い、もって原子力事業者の行う対策と国、自治体の行う対策の相互の連携を図るような役割を果たすこととしております。

三つ目に、関係自治体は、原子力事業者に対して、報告の徴収、それから立入検査ができることとしております。

それから四つ目に、国の作成する計画に基づいて、地方自治体は、国、事業者と共同して防災訓練を実施することとしております。

この四点が、ある意味で目玉ではないかと思えます。

○辻元委員 私は、きょう幾つか具体的な提案もさせていただきたいと思つて来たのですけれども、自治体の日ごろからの独自判断能力を高めるというところにおきまして、もちろん国の方で把握している専門家の方々の力もかりるわけですが、それぞれの都道府県には国立大学があります。そこには原子力関係の専門の知識を持たれた先生方もいらっしゃると思うのです。ですから、自治体ごとに、その自治体の事情をよく御存じ、そして地理などもよく御存じの、それぞれの原子力関係施設がある都道府県の国立大学の専門家などにも

協力を要請する、日ごろから、そういう自治体独自の助言機関というのでしようか、そういうものを設置したらどうか。一々東京から選任された人ではなくて、そして、その人たちのいつも登録してあつて、いざというときにはその方々にも即時に連絡が行くというふうな、そういう地域に根差した専門家の方々による助言システムを考えていただきたいというふうに、一つ目、私は御提案させていただきたいと思つています。

さて、この間から私が問題にしておりました責任問題、最後にちよつときょうも触れさせていただきたいと思つています。

これは提案も兼ねてなんですが、責任を果たすというところはどうか。例えば、今まで巡回に回つていらつた運転管理専門官の方に責任がなかったかというところ、あると思うのです。しかし、それをどう形にすればいいかというところで、私は二つ提案したいのです。

一つは、情報公開だと思つています。責任を果たすというところは、例えばこの運転管理専門官、そして原子力防災専門官の方々がこれから日々活動されると思うのです。その活動を、巡回記録などを即時にインターネットなどで、きょうはどこに行つてどういうことを専門官として行つたかというところが住民の皆さんにもわかる。そうなりまうと、安心感も与えるし、一体何してたんやという話になるわけですね。日々、きょうはどこそここの施設に行つてこういうことを点検したというふうな情報をオープンにするといいことは、その人におのずと責任が掛かってくる。ということは、プレッシャーになる言うたら悪いですが、一つは責任の所在を明らかにしていくことになるのではないかと思いますので、そういう点を御検討いただきたいと思つています。原子力防災専門官が一体日々何をしているのかからぬようでは、これは住民の皆さんへの責任を果たしたことになるな

と思いますので、即時に毎日の活動についてインターネットなどで知らせる。

それからもう一つは、これは小野委員が指摘されたかと思つていますが、生データの即時の公表。いつも、モニタリングポストであつたり、加工せずにもその生データをとにかく毎日毎日流し続けるというのは、これは非常に責任をとつた対応ということになりますので、その点、二つを私はきょうは提案させていただきたいと思つています。

さて、あと二分あるのですが、きょうの発言の中で、今回の事故は重大な犯罪であるという御発言が公述人の中からありました。ほぼ全員の方が言われたように私は思つています。以前から私は、今回過失ということに済ませるのはおかしいという主張、きょうも公述人の方々の意見を聞きながら、そうだなと思つていました。

さてそこで、この点について大分議論してきておりますので、最後に斉藤政務次官にお聞きしたいのですが、今回の政府の責任の問題です。

以前、斉藤政務次官が、動燃の事故の折に非常に毅然たる対応をされているのです。それは、当時の近岡大臣に対して不信任案を新進党で提出されているわけですね。その折、「今回の不信任案は、そういう意味で、行政もきちんと責任を、ある意味で責任の一端をいましてどうか大きな部分を感じてくれないか、その筋を通すべきだ、こういう形で新進党は不信任案を出した次第でございます。」と斉藤政務次官が御説明なさつていられた対応は非常に毅然とした対応であると思つていますが、今回もこれと同等の責任がある事故であるという理解でよろしいのでしょうか。

○斉藤政務次官 今回の事故は大変重大な事故であると認識しております。中曽根大臣のもと、科学技術行政立て直しに全力を挙げていきたい、このように決意しております。

○辻元委員 これで質問を終わります。

○北側委員長 これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口俊一君。

○山口(後)委員 総理、大変お忙しい中をお差し
繰りをいただきまして、感謝を申し上げておりま
す。ただ、もうこれは採決前の締めくくりという
ふうなことでございますので、どうか自信を持っ
て御答弁をいただきたいと思っております。

御案内のとおり、九月の三十日に、東海村の
ジェー・シー・オーの核燃料加工工場において、
残念ながら我が国初の臨界事故が発生をいたし
てしまいました。この事故で多くの方々が被曝をな
さるとともに、三百五十メートル以内の方々が避
難、あるいは十キロ圏内の方々が屋内退避を余儀
なくされるという、実は我が国始まって以来の事
態というふうなことになります。また、臨界状
態が収束した後も、いわゆる風評被害というもの
がまだおさまっておらない、否、むしろ激しく
なっておるわけでありまして、まさに事故の残し
た跡は決して小さくないと言えるわけであり
ます。

今回、政府は、こうした臨界事故の教訓を踏ま
えて、また、関係自治体を初めとする各界の意見
を踏まえて、この二法案の国会提出になったとい
うふうに私は理解をいたしておりますが、今回の
事故について、果たしてどのような点が不十分で
あったと認識をして、それが今回の二つの法案で
どういうふうに反映をされておるのか、修正がな
されるのか、この点につきまして総理の御所見を
お伺いしたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 まず、このたびの事故につ
きましては、まことに国民にも申しわけないこと
でございまして、この事故をもとにいたしまして、
政府といたしましては、現在、この二法をお
願いをし、この法律によりまして、二度と再びこ
うした事態が生じないようにということで、全力
を挙げていかなければならぬと思っております。

法律を御審議の上、御通過いただければ、これ
をもととして、政府としては、原子力の安全規制
の問題、また、この核燃料加工施設等における臨
界阻止のための対応策の徹底、施設の運転状況に
対する継続的なチェックの必要性等が顕在化した

ものと認識をいたしておるところでございまし
て、これを踏まえまして、原子力災害が二度と発
生することのないよう、今般の原子炉等規制法を
改正することによりまして抜本的強化を図ってお
るところでございまして。

法律の改正とは別に、核燃料施設に係る安全審
査指針等の見直しを行うことといたしております。
また、原子力防災対策に関する課題といたしま
して、初期動作における国と自治体の連携強化、
原子力災害の特殊性を踏まえた国の緊急時対応体
制の強化、事業者の責務の明確化等の課題が顕在
化したものと認識をいたしております。

これらを踏まえまして、万々が原子力災害が
発生したときのための原子力災害対策特別措置法
を制定することによりまして、原子力緊急事態宣
言の発出後、内閣総理大臣を本部長とする原子力
災害対策本部を設置し、本部長が、関係行政機
関、地方公共団体、原子力事業者等に対し必要な
指示を行うとともに、自衛隊の派遣を要請するこ
とができることとするなど、国が前面に立つて、
地方公共団体とも連携をとりつつ、迅速な対応を
行うための制度を整備することといたしたところ
であります。

これら諸点につきまして、今日まで御審議をい
ただいたことだろうと思っておりますけれども、改めて
国としてのなすべき責任について十分認識をし
て、万々が一のとときに極めて適切に対処できる
ような体制をとってまいりたい、このように考え
ておるところでございまして。

○山口(後)委員 ただいま総理から、国としての
責務云々というふうなお話がありました。十分
これから取り組んでいただきたいと思うわけであ
りますが、次に、安全規制についてお伺いをいた
したいと思っております。

原子力発電所に比べて、今回事故が発生した燃
料加工施設につきましては、実は、臨界事故があ
り得ないというふうな判断というか、思い込みが
あったような気がいたしております。今回の事故

というか、私は事件ではないかと言っております
が、これについては、いわゆる裏マニユアルの存
在とか、それさえも無視した作業によって実は引
き起こされたわけでありまして、結果として臨界
事故が起こってしまったということに関しては、
安全規制当局は厳密に受けとめていただくという
必要があるかと思っております。

今後、このような事故を二度と繰り返さないた
めにも、原子力発電所はもちろんのことでありま
すが、燃料加工施設とか、あるいは先般事故を起
こした京大等の研究炉、これについても、これま
で比較的軽く見ておったわけでありまして、規制
を十分行うということが必要であらうと思いま
す。特に重要と考えられるのは、技術屋さんとい
うか、原子力事業者や従業員のモラルとか緊張感
の低下ではないかと考えております。

そこで、今回の原子炉等規制法の改正によっ
て、国の安全規制はどのように改善をされるの
か。特に原子力事業者や従業員のモラル、緊張感
の低下といった点について、どういふふうに対処
していかなければならないとおられるのか、お伺いを
したいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 山口委員御指摘のように、
今回の事故、現在徹底的調査をいたしておるわけ
でございますが、改めて原子炉規制法の改正にお
きまして、事故の起きたウラン加工工場における
違法な作業等が組織的に行われるなど、従業員等
のモラル、緊張感の低下、こうしたことが重大な
事故につながったことの教訓を踏まえまして、従
来の安全規制のあり方を抜本的に見直すこととい
たしておるところでございまして。

具体的には、原子力事業者に対し、単に義務を
かけるだけではなく、国が継続的な検査等を行う
ことによりまして、厳しい緊張感を維持させると
ともに、保安教育等を通じ、原子力事業における
安全文化を醸成し、事業者や従業員のモラル向上
を図ることといたしております。これらの措置に
より、原子力事故を未然に防止する体制を早急に
再構築しなければならぬものと深く認識をいた

しておるところであります。

○山口(後)委員 時間がございませんで、最後
の質問になろうかと思っておりますが、今回のジェー
・シー・オーの事故にとどまらず、先般のHIIロ
ケットの打ち上げ延期、そして失敗、あるいは新
幹線のトンネル内壁の落下等、日本が世界に誇る
べき科学技術分野で、どうもその根底を揺るがし
かねない事態が最近続発しておるような気がいた
します。そうした意味合いから、原子力分野に限
らず、広く科学技術全般においてそうした傾向が
見られるのではないかと。繰り返しますが、資源の
乏しい我が国としては、科学技術創造立国こそ
が、ある意味で世界に伍する日本を築く唯一の道
ではないかと思っております。

そこで、最近のそうした一連の科学技術分野に
おける事故等にかんがみて、どこに問題があつ
て、その問題をいかに克服することによって我が
国の科学技術を立て直そうとなさっておられるの
か。それについて、最後にお伺いしたいと思
います。

○小淵内閣総理大臣 御指摘のように、昨今、科
学技術の分野におきまして、人為的なミス等が原因
とするものも含まれて、事故、トラブル等が続
いていることを大変重く受けとめております。

一連の事故等につきましては、その技術的原因
だけでなく、組織管理、検査点検体制など、事故
等の背後にある構造的な問題にまで踏み込んで、
徹底的に原因究明を図った上で、その中から得ら
れる再発防止策を今後の科学技術の立て直しに生
かしていくことが重要と考えております。

原子力につきましては、先般、原子力安全委員
会の事故調査委員会の緊急提言を受けまして、今
般、原子炉等規制法の改正案を御審議いただいて
いるものであります。常に緊張感のある安全規
制の構築を図ることにより、事故の再発を防止
し、原子力の安全確保を図ってまいる所存でござ
います。

また、人為的なミスに起因する事故災害にかん
がみまして、これらの背景に共通して存在する組

織管理、検査点検、従事者の教育訓練等の問題を洗い出し、これらに対する今後の共通の対応方策を検討するため、内閣官房副長官を議長とする事故災害防止安全対策会議の第一回の会合を十月六日に開催したところであり、今後早急に共通的な対応方策を取りまとめることにいたしてあります。

さらに、私として、従来の我が国の得意分野とされる物づくりを支える国全体の基盤にさかのぼって検討することが必要でないかという問題意識を持っておりまして、この点につきまして早急に取り組んでまいりたいと思ひますし、物づくりというものについて非常に現在危機感を持っておられる方がたくさんおられますので、できれば近々そういう方々にお集まりいただきまして、物づくりというものを軽視する風潮が世にないかどうか、こういうことも含めまして、懇談会でもつくって本格的な勉強をしたいというふうに思っております。

幸い、話は異なりますけれども、先般技能オリンピックとかがございまして、従来この分野で青少年の技術が世界的には非常に評価され、いつも金メダルをとるというような状況であったのですが、昨今非常に少なくなつてまいりました。しかし、ことはまた、たしか八個でしたか、数か、ふえてきてまして、そういった底辺といえますか、一般の人たちの中で物をつくる大切さというものがあるに認識されてきたということでありまして、申し上げたように、現在のいろいろな事故その他起きてくることに反省しながら、こうした問題についても、識者のお話も十分承つて、重要視していかなければならない、よりそのように考えておるところでございます。

○山口(俊)委員 時間ではあります、まさにエネルギー危機のみならず、科学技術全体の危機であらうと思つておりますので、総理も、科学技術の分野、特に御興味がおありのようで、今後ぜひとも頑張つていただきたいとお願ひをして、質問を終わらせていただきます。

○北側委員長 松沢成文君。

○松沢委員 民主党の松沢成文でございます。

小淵総理、きょうは御苦労までございます。私は、臨界事故あるいはロケットの打ち上げ失敗等の科学技術庁あるいは政府の行政責任、あるいは内閣の政治責任について、総理の見解をたざしていきたく思います。

まず、十一月十九日に、科学技術庁の岡崎事務次官が辞表を提出して、内閣はそれを承認したというところであります。認めたとしたことだと思ふのですが、この辞任の理由は何かだつたのでしょうか。新聞報道等ではありますけれども、こういう事情で辞任をしたと言ふから内閣が認めたのだと思ふのですが、総理、この辞任の理由をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 今般の科学技術事務次官の辞任につきまして、一連の事故等を踏まえて、科学技術行政の抜本的な立て直しを図る上から、新しい事務体制のもとで行うことが適切である、こう考えましてこの辞表を受理した、こういうこととあります。

○松沢委員 一連の事件という表現でしたか、事故ですか、という表現だと思ふのですが、この一連の事故というのは、東海村で起きた臨界事故、そして先般の日ロケットの打ち上げの失敗、こういう失敗の責任をとるということで事務次官がおやめになつて、組織の抜本的な刷新を図るということだと思ふのです。

それでは総理、内閣として、この二つの事故というか、一つは事件かもしれないが、事故に対して行政責任を認めたということですね。そうでなければ事務次官はやる必要がないわけですから。そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 行政責任と、こういうふうな位置づけるかどうかということには問題があると思ひます。

この二つの大きな事故につきましても、やはり当時の責任者として、やはりみずからその責めを負つて、責任を十分認識をし、そして新しい体制

で事後の処理あるいはまた将来にわたつての抜本的な対策を講じた方がよいという、役人としてですが、やはり日本の国家における組織体の、行政組織の責任者としてみずからそういう思いがあつて辞表を提出したものを、これを受理した、こういうこととでございます。

○松沢委員 私の言ひ方が悪かつたのか、もちろんこの二つの事故というのは科学技術庁なり政府の行政責任だけではありません。もちろん臨界事故はジェー・シー・オーの事業者としての責任もこれは大きかつたわけですね。

ただ、私お伺ひしたいのは、内閣として、政府がある、やはり監督官庁、科学技術庁として責任はあるのだということを認めたから、この責任をとつてやめるという事務次官の辞職を認めたのです。そういうふうな解釈してよろしいですね、責任の一端はあるというふうな認識かというふうな認識か。

○小淵内閣総理大臣 今回の事故に對しましては、その重要性にかんがみ、科学技術庁長官を本部長とする事故対策本部の設置や、原子力安全委員の現地への派遣に引き続き、内閣総理大臣である私を本部長として、関係閣僚から構成される政府対策本部を設置し、この事故に對して政府として可能な限りの判断と対応を行つてまいつたと考えております。

しかしながら、今回の事故により、周辺住民を初めとする国民の皆様にも多大な御心配と御迷惑をかけたことを厳粛に受けとめております。政府といたしましては、原因究明と再発防止策に全力を挙げ取り組むとともに、今回の法整備を行うことにより、国民の負担にこたえていくことが最大の任務と考えておるわけでありまして、これが政府全体の基本的な姿勢でございます。

○松沢委員 地域住民初め多大な迷惑をかけたことを厳粛に受けとめておるということですから、その責任の一端は行政にあるというふうな私は判断せざるを得ないので。科学技術庁の監督行

政官庁としての責任、これを事故の後ある意味でとるという形で事務次官がやめたのですが、大変失礼ながら、やはりその行政庁の最高責任者が何らかの形で責任をとることをしない限り、事務次官のしつぱ切りに終つてしまつて、本場に科学技術庁としてその行政責任を認識している、認めたいということにはならないのかと私は思ふのです。

私は、あえて言ひますが、事務次官ではなく最高責任者、科学技術庁長官が何らかの形で態度をあらわすべきだと思ひますが、総理はそう考えませんか。なぜ事務次官なのではないですか。

○小淵内閣総理大臣 一省庁の事務次官というものは、高い責任を有し、すべてを統括しておる立場でございます。その事務次官が、みずから退いて新しい体制で臨むことが望ましいと判断して今回の辞任に至つたものと考えております。

科学技術庁長官は、科学技術行政の最高責任者として、東海村での臨界事故、ロケット打ち上げ失敗に對処し、その原因究明と再発防止等に全力を挙げて取り組んでまいつたところでございまして、科学技術庁長官が新たな事務執行体制を指揮監督し、先頭に立つてこれら課題に取り組む、国民の負担にこたえていくことが政府としては最大の任務である、このように考えておる次第でございます。

○松沢委員 小淵総理、一年前のことをちよつと思ひ出していただきたいのですが、防衛庁の調達本部での汚職事件というのがあります。防衛庁での調達にかかわるさまざまな汚職責任事件あるいは証提隠滅、その事件と、今回の科学技術庁の絡みで起きた、監督の範囲内で起きた臨界事故あるいはロケットの失敗というのは全く異質の事件であつて、これを比べるとするのは本場に難しいのですけれども、もちろん防衛庁の事件というもの、国民に對して、すこく政治不信を強めました。ただ、今回の科学技術庁の監督官庁としての行政責任、この二つの事件、これは日本だけではなく、世界から、日本の科学技術庁、原子力行

政あるいはロケット開発に対する威信を大きく低下させたというか、不信を買ったと私は思うのです。そういう意味では、その影響力の大きさからいうと、今回の二つの事故の方がよりもっとも大きな問題だ、重大な問題だというふうには私はとらえているのです。

昨年の調査実施本部のときには、額賀防衛庁長官がこう言って辞任をしているのです。国民の信頼を裏切った責任は極めて大きい。そのとおりです。ただ、今回の二つの事故、監督官庁である科学技術庁、やはりその監督不行き届きのために、こういう事故の責任の一端は絶対にあるとは思っています。そして、原子力の安全行政さらには宇宙開発という、ある意味では日本の科学技術行政の二大目標ですね、この目標が大きく裏切られて、国民の不信を買った。世界からも、日本の科学技術という威信を著しく低下させた。国民の信頼を裏切った責任は極めて大きい、まさしく科学技術庁にも言えることではないですか。

総理にお伺いしたいのですが、額賀長官は、政治家として、その行政体のトップとして責任をとった、今回は残念ながらそうならない。この二つの事件はどう違うのでしょうか。なぜ今回の事件は事務次官でよくて、この前の事件は当然大臣が辞任すべきなのでしょう。私はそこをまず総理の見解として伺いたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 松沢委員もみずからお話していますように、二つの問題について、科学技術庁の対応と、それから防衛庁の長官の対応については、その内容において異なるということもございました。片やまた事故の問題でもありますが、これを軽々に論ずることはできないということとは、再三申し上げておる重要な案件だということに理解しております。

事件になりましたいわゆる防衛庁の調達問題等につきましても、これはこれなりにまた問題の性格が異なると思いますが、ただ、額賀長官におきましては、参議院におきまして問責決議案も通り、そうした意味で、みずから退くことによつて

問題の解決に当たりたいという意思がございましたけれども、結果的にはみずから辞職をしたという経緯でございます。

したがって、それぞれの事態においていかに対処するかということにつきましては、それぞれの判断において行われるべきものでありまして、一概に同一のものとして論ずることは難しいのではないかと、このように考えます。

○松沢委員 次に、今回の東海村の臨界事故に対する初動態勢のおくれがさまざま指摘されています。

例えば、事故が発生してから、政府の最高責任者である総理のもとにこの重大な事故の認識がきちっとした形で届くまでに恐らく七、八時間かかっているでしょうか。あるいは、政府内での情報伝達のおくれ、あるいは判断のおくれで初動態勢が不十分であった。

例えば、臨界が続いているとしたら中性子線を止めるにはどうすればいい、そのことに気づくのも、有馬長官も御自身が反省されていますが、遅かった。そういうことによつて例えば臨界が続いているというふうにならなかつたら、消防署の三人の救命隊員がほとんど無防備であそこに救出に行っちゃったわけですね、それで被曝をしているんです、やはりこれだけ防げた可能性はあるんです。

対策本部ができるのも、それぞれ現地対策本部、科学技術庁の対策本部、村、県とできていますが、政府対策本部ができたのが何と十時間以上たつてからでした。

そういうものもろの指摘があるんですが、小淵総理も、今回の事故は初動態勢のおくれが事故の影響を大きくしてしまった、すなわち、内閣の危機管理能力の欠如、初動態勢のおくれがこの事故を大きくしてしまったということはお認めになりますか。

○小淵内閣総理大臣 今回の事故に對しましては、事故現場の状況等につきましても得られた情報をもとに、政府としては可能な限りの判断と対応

を行つてきたと考えております。

今回の政府の対応につきまして、御指摘のように、初動において事故状況の正確な把握が実は十分ではなく、東海村が独自に住民の避難の判断をせざるを得なかつたこと等は率直に反省すべきと認識をいたしております。

今回の事故の教訓を酌み取り、今国会に提出した原子力災害対策特別措置法案の御審議をお願いしているところのゆえんのもの、実はこうしたことの反省に立脚しているわけでありまして、そういう意味で、事故の初期対応等につきましても、この法律をもとにいたしまして二度と繰り返すことのないようにということで考えております。

当日、私も、この報告を受けまして、事故、いろいろ経過があつたことは既に本委員会におきましても御紹介があつたかと思ひますけれども、放射能あるいは結局中性子が出ておつたわけでございませうけれども、こういう点について一たんは減少したのではないかとというような報告等も得られて、実は若干安堵した時間帯もございましたけれども、その後続々入ってくる情報によりまして、最終的には内閣としてもその責任において対処しなかならぬということで、私を本部長としての対策本部を設置した、こういうことでござい

○松沢委員 総理は、十月六日の日に現地に出席していますね。新しく任命された中曽根長官と一緒に出席しています。手前みそになりますけれども、我が党も事故対策本部をつくつて、鳩山代表が実は翌日現場に飛んで、もちろん現場の中へは放射線が出ていますから入れませんが、村役場を訪ねたり、さまざま状況把握を行っているんですね。

政府の事故対策本部長として、なぜ入るのが一週間もかかつたのか、こんなにおくられてしまつたのか。私としては、この事故に対する認識が余りにも、対策本部長、総理、甘かつたんでないかというふうに思はざるを得ないんですが、

なぜおくれやつたんですか。

○小淵内閣総理大臣 鳩山代表が直ちに現地に参られたことは大変敬意に値すると思ひますが、政府といたしましては安藤危機管理監、また与党、自民党といたしましては松井先生初め直ちに現地に参られました。

ただ、政府の最高責任を仰せつかつておる私といたしましては、しかるべき対策、しかるべき今後の方針等につきましても考え方を取りまとなければならぬということもありまして、四日に政府としては基本的な方針を定めました。その後、これを持って現地に行き、現地のそれぞれ行政担当者を中心として皆さんに政府の基本的考え方を御審議をいただく法律案の制定、災害対策に対する問題について、原子力について新しい法律もつくるといふことをしつかり基本方針を定めた上でございまして、この間の事情についてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○松沢委員 大変厳しいことを申し上げますが、私は、やはり総理が今回の臨界事故よりも内閣改造を優先したとしか思えないんですね。それは、入つたのがおくれたというだけではないんです。今回の内閣改造で、総理は、有馬前長官をも含めて全員新しい内閣にかえたわけですね。内閣改造というのはいさういふものだとされてしまえば終わりますけれども。

私は、中曽根長官にしても本当にある意味でかわいそうなのがあると思うんですね。というのは、事故の当日あるいは初動態勢のときには長官じゃなかつたわけですから、責任とれと言われたって、あれは有馬長官のときだから自分とそこまて言われても、常にそういう心が私にあると思ひますよ。

もし総理が内閣改造よりもきつとこの事故を優先して、大変な事故だ、この対応が政府として最重要課題だといふのであれば、科学技術庁長官、あるいは文部大臣も含まれていますが、有馬長官の人事に対しては、この事故がきつと処理

できるまで、あるいはこの事故の今後二度と起きないような防災対策が、この法律がきょう可決されます、こういうときまで待ちと有馬さんに担当してもらおう、これができなはずだと私は思うんです。総理大臣としてそれを行っていません。したがって、そういう事故よりも、内閣改造をやるんだから、とにかくみんなかわるんだから、とにかくかわろう、これを優先してしまつたんですね。

私は、絶対にこの問題には総理にお尋ねしなきゃならないんですけども、その上、有馬さんは少なくとも、核物理学ですか、原子核物理学の専門家であつて、失礼ですが、中曽根大臣は、教育の方は詳しいですけども、科学者、核物理学の専門ではありません。そういう意味では、有馬さんが事故のときもいて、その後の対応にも継続してやつてもらつた方がよかつたという判断が成り立つと私は思うんですね。

総理、私は、今回の内閣改造の人事、特にあの大事なときに科学技術庁長官も一緒に来てしまつたというのは、総理の政治家としての判断ミスとしか言いようがないんです。このことについて、総理の見解をいただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 まず、先ほどのお尋ねの中でお答えしておきますが、当時、政務次官としては直ちに現地に参りまして、それぞれの、政務次官としての職責を全うしておつたということを申し上げたいと思ひます。

そこで、今のお尋ねでございますが、私は、内閣改造、これによりましてこうした問題を軽く扱つたなどということは全くありません。内閣改造は、日程的に見ますと、たしか一日を希望しておりましたが、今回の事件が発生したことによりまして、そうしたことにつきましては一切後に行うということにいたしましたわけでございますので、何らその点についての関係はありません。

そこで、有馬前科技庁長官のことに触れられました。大変立派なその道の権威者であるということは私は承知いたしております。しかし、

この内閣におきましても、政務次官におきましても、同様な、大変その方面における見識者であることは御案内のとおりであります。したがって、行政は一貫しておるわけでございまして、私は、有馬大臣から中曽根大臣に引き継ぎをいたしましたけれども基本的な本問題に対する対応につきましてはいささかも変わるものでない、こういう認識をいたしましたので、有馬大臣から中曽根大臣に大臣としての職責を移した、こういうことでございまして、

○松沢委員 時間ですから終わります。

○北側委員長 西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

総理大臣に御質問を申し上げます。

私は、現在審議されている原子力災害対策特別措置法案は、これまでの国の災害対策としては一歩進んだものである、こう評価をしております。災害対策の基本的な枠組みを定めております災害対策基本法は、災害への対処は自治体が行う、こういう原則でつくられておりますが、今回の原子力災害対策特別措置法案では、国がより積極的にその役割を果たせるような枠組みとなつております。

一つは、原子力緊急事態宣言を発し、関係自治体の長に避難等の指示ができるということ。二つ目には、オフサイトセンターに現地対策本部を設置し、合同協議会を組織して、国、自治体、事業者が協力をしていく、こういう体制になつていくことでございまして。

阪神大震災、ナホトカ号重油流出事故という惨事を経て、国の災害対策も、事後対処型から即応型を目指して防災基本計画を改定するなど努力の跡が見られてきております。しかし、従来からの災害対策基本法は、依然として災害への対処は自治体が行うという古い枠組みが手つかずのままの状態でございます。災害対策基本法が制定された当時と比べると飛躍的に情報化が進み、国が得られる情報の量や速さは比較にならないほどだと思います。こうした情報化時代に即した国の災害対

策のあり方を再構築する必要があるのではないかと思います。

大規模な災害や事故においては、原子力災害対策特別措置法案と同様に、国がより積極的に役割を果たせるよう、災害対策基本法を改正すべきだ、こう考えますが、総理大臣の御見解をいただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 一般的に災害対策基本法を改めるべきだという先生の御意見ではあります。ただ、災害に際して住民への避難の指示や応急対策等は第一義的にはやはり市町村長が行い、市町村が対処できないような規模の災害であれば都道府県知事が行うことに現行法はなつております。

これは、さまざまな態様の災害につきまして、危険箇所や避難場所等を具体的に把握し、避難の時期や場所等を直接住民に対して適切に指示できるのが地方公共団体の長であり、また、応急対策において第一義的に活動する消防組織も市町村に属すること等によるものでございまして。これらにかんがみれば、災害対策基本法のこの枠組みは引き続き維持していくべきものではないかと考えます。

なお、このことは災害対策における国の役割を否定するものでは決してありませんで、地方公共団体が対処できないような大規模な非常災害が発生した場合には、国は直ちに非常災害対策本部または緊急災害対策本部を設置し、地方公共団体間の応援のための措置を含め、当該災害への応急対応に全力を挙げることとなるわけでございまして。

したがって、国の対応をまた地方公共団体の対応、それぞれその任に当たつて適時適切に対応することが望ましいのではないかと、このように政府としては現在考えておるところでございます。

○西委員 時間がもうあと三分ということで焦つておりますが、少し順番を外しまして、最後に、将来の電気エネルギーのことに関連して質問をいたしたいと思います。

今、燃料電池が大変脚光を浴びております。この燃料電池の技術開発は大変時間がかかつて、当初は実用化が二〇二〇年、またそれ以降というふうに見られておりましたけれども、ここへ来て、自動車メーカー等が二〇〇三年から四年に燃料電池の自動車を市場に投入する、こんな勢いでございます。

量産化のめどが立つたということは大幅なコストダウンが見込める、こういうことでございまして、家電メーカーだけではなく、今度は電力会社にかわつて電気を家庭に供給しようとしてガス会社が研究に乗り出したり、具体的な動きが出てくることは御承知のとおりだと思います。これが今後エネルギー政策にも大きな影響をもたらす可能性はある、私はそう思つております。

燃料電池については工業技術院などで約三十億円の研究予算が投入されております。来年度予算では、通産省資源エネルギー庁が燃料電池普及基盤整備事業として、まだ少ないとは思ひますが、これだけでも、十八億円を要しておられます。ほかにも、太陽電池それから風力発電等、新エネルギーに対する資金は、全エネルギー開発費の今は一〇％強というところでございまして。新たなエネルギー供給源を開発するには、原子力並みの普及促進策を講ずるため、少なくとも研究開発費で現在の倍増は図るべきだ、こう提案を申し上げたいのですが、総理の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 太陽光発電また燃料電池の開発などの研究開発予算を含めた新エネルギー関係予算につきましては、過去五年間で倍増しております。平成十一年度においても、平成十年度に比べ約百二十六億円の増額となる約八百七十五億円を確保し、積極的な施策を講じておるところでございます。

こうした予算について倍増するような傾向になつておりましたのも、西先生初め、この問題について熱心にお取り組みいただいた諸先生方のバックアップもあつたことだろうと思つております。

す。

先般、自動車ショーに参りまして、この燃料電池の開発に非常に熱心に取り組んでおられるという状況もありまして、今お話しのようにガス会社もこの問題について非常に熱心に取り組んでおります。そういう意味で、ぜひ、新エネルギーは環境問題にも極めて大事なことでございますので、政府としては引き続き予算の拡充を図り、新エネルギーの研究開発、導入に全力を挙げて取り組んでまいりたい、このように考えております。

○西委員 時間が参りました。終わります。

○北側委員長 菅原重郎君。

○菅原委員 総理、日夜厳しい国務への御奔走、心から慰労と激励とを申し上げる次第でございます。

私はいつも、国策に従って行う事業は国や政府が前面に立つてこれに対処する、あるいはできる法整備をしないだめだと主張している一人なんです。ですから、これまでの審議においても、殊に原子力災害のような、対応に専門的な知識や高度な判断を要することになるところでは、自衛隊、消防、警察、医療チームなど総力を結集した対応が求められることになりまして、国が前面に立つて責任を持つてこのような原子力災害への対応を行うべきことは当然と主張してきました。

一方、野党側からの主張の中には、地方分権の流れなどを論拠として、原子力災害への対応についても地元の自治体が一義的に行うべきであり、国は後方から支援すべきものとして発言してまいります。

しかし、近年の雲仙・普賢の噴火時の自衛隊の活躍、一方、阪神・淡路大震災の際の広域的な災害対応を図れなかったということへの反省などを踏まえると、大規模災害に際しては、地方自治の観点から自治体のみに災害対応を求めることは限界があることは明らかであり、国民の安全を守るのには最後は国なんだという自覚のもとで、国が前面に立つて責任を持った対応を行わなければなら

ないものと考えます。

こういう点で、今回の法案が成立すると、原子力災害が発生した場合は総理が原子力災害対策本部長として判断を行い、関係者を指揮することとなるのですから、私はこのことを前向きに受けとめていきますので、この際、原子力災害に際しての指揮者となる総理の決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 委員御指摘のように、本法案によりまして、内閣総理大臣が、原子力緊急事態宣言を行うとともに、原子力災害対策本部長として、関係行政機関の長への指示、防衛庁長官に対する自衛隊の派遣要請等を行うことになったことは、今回の事故の教訓を踏まえた重要な事項であると認識いたしております。

本法案に規定されているような仕組みが、万々が原子力災害が発生した場合には迅速かつ的確に発動されるよう、今後、防災計画やその実施マニュアルの策定及び訓練の実施を通じて、緊急時対応能力を高めてまいりたいと考えております。また、そもそもそのような原子力災害が二度と起こらないように、今回の原子炉等規制法改正や原子力安全委員会の機能の強化等によりまして、安全対策に万全を期していくことが重要と認識をいたしております。

重ねてありますが、本法律によりまして、内閣総理大臣としての責務が極めて大きいこと、また、その対応についても十分意を用いていかなければならないことを私自身も深く認識をいたしておる次第でございます。

○菅原委員 このたびの事故はまことに残念ではあります。これに対応して、国の責任が明確となったこのような法律が短期間の間に提出されたことは敬意を表したいと思います。

しかしながら、今回の事故は、裏面マニュアルさえも無視して作業が行われたことを原因とするなど、職場の風土や文化の問題がその根本原因であると指摘されてもおります。単に法律に規定するだけではなく、実際に法律の運用を行う人の今後

の実際の行動をどうするのか、危機に際して迅速に責任を持って対応する風土や文化を政府内にどのようにつくり上げていくのかという方が重要であるとも言われています。

先日、十九日に科学技術庁の岡崎俊雄事務次官が辞任されましたが、国家としての使命、目的の実現を追求するための組織というものは、その与えられた使命、目的を達成できなかったときは、責任者がその責任をとるという厳しさの中で仕事をすることが必要であると考えています。HIIロケットの打ち上げ失敗後の宇宙開発事業団の理事長の会見を聞いてみると、二回も失敗してないが、そのような責任を私には感じられません。この組織では、中国は宇宙船の打ち上げに成功し、日本は二回もロケットの打ち上げに失敗するという結果の差となつてあらわれてくるのではないかと考えています。

このような組織、風土は原子力産業の中においても恐らく同様であり、今回の事故も、発注した核燃料サイクル開発機構も含めた原子力産業界全体が、国家プロジェクトを担っているんだという責任感が欠如した中で日常業務が行われたからではないんでしょうか。

私は、本来、公の組織、機関にとって、目的達成ということが本分であり、また至上命令でありますから、その機関、その組織が使命を、この目的達成をできなかったときは、その責任をとる、とらせる、これは理屈なしの結果責任なんだというところを質問してきました。このたびの岡崎俊雄事務次官の辞任を重大に受けとめ、これを無にするこなく、この際、科学技術政策、プロジェクト全体、これに関係する機関の人事と組織を徹底的に洗い直すべきであると考えますが、総理の所感はいかがですか。

○小淵内閣総理大臣 ただいま菅原委員から御指摘の点につきましては、法律を運用させていただく立場になりましたら十分心して対処してまいりたい、このように考えております。

○菅原委員 戦後半世紀を超える月日の間に日本人がどこかに忘れてしまった自己の職務に対する責任感……

○北側委員長 時間でございますので、終了をよろしく願います。

○菅原委員 そういことが今回よみがえって、総理のおっしゃる富国強徳の国家社会が実現になることを願って、質問を終わります。

○北側委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

今回の東海村の臨界事故などを通じて、日本の安全審査体制に対しても国民の間から非常に大きな不信が生まれました。やはり、期待にこたえられるような安全審査体制というものをどうつくるかというのが、防災ということを考えたときにも大事な課題だと思っております。

実は、さんだって、十一月十六日に開かれた第二回の全国原子力発電所立地協議会のサミット、ここで、原子力安全委員会の抜本的な見直しを行うこと、そして中立的チェック機関として独立させ、質量ともに充実した強い執行権限を持つ組織へ早急に改組するというのが全国の自治体協議会の一致点として挙げられております。

それからまた、全国原発立地自治体の方の協議会、全原協からは、安全規制委員会の創設、アメリカのNRCのような機関の創設を求めています。これは、けさ、公聴会の公述人であった村上東海村村長からも、規制行政独立の原則に立ち、推進組織から分離し、規制機関の一元化を図り、執行権限を全面的に付与すべきだ、国家行政組織法第三条に基づく委員会のほかにないだろうという御発言もありました。

今、全国の自治体の首長の方からも議会の方からも、また住民からも、やはり独立した規制の機関をつくることと十分なスタッフをもって臨むというところについて非常に大きな期待や要望が出ています。率直に、この点について、小淵

総理はこの期待にこたえていくという決意をお持ちかどうか、ここを総理に伺いたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 我が国では、原子力の規制と推進の機能を効果的に分離しつつ、科学技術庁及び通商産業省が法令に基づく安全審査を行い、さらに原子力安全委員会が独自の立場からダブルチェックを行う仕組みとなっており、安全審査等に厳正に臨んできております。

省庁再編後は、御案内のとおり、内閣府に原子力安全委員会を、経済産業省に原子力安全・保安院を設置するなど、一層の体制整備、規制部局の充実強化を図ってまいらなきやならぬと考えております。

吉井委員も、既に、またいろいろところで御討議いただいておりますので、この点について別の組織をとお話もございまして、政府といたしましては、今御答弁申し上げたような趣旨にのっとりまして安全を確保していくというところで臨んでおるところでございまして。

○吉井委員 効果的に分離しているとお考えかもしれませんが、現実には不信が生まれていて、だからもつとちゃんとした安全審査体制をつくってほしいというのが国民の声なんです。だから、全国原発立地議会サミットでも全原発でも、多くの住民の皆さんからもそういう声が出ているのです。

中立的チェック機関として独立させるということ、質量ともにですから、質的にもそうですが、もつと量的にもきちっとしたスタッフをそろえた安全審査体制をという、この声にこたえようというお考えはございませんか。

○小淵内閣総理大臣 今回の事故はまことに申しわけないことであり、こうしたことは繰り返してならぬことでございまして、その組織を改編したからすべてこれが達成できるかということにつきましては、いろいろと疑問もあることではないかというふうに考えておまして、現行法のもとにおいて、先ほど御答弁申し上げたようなダブルチェックシステム、それと同時に、今後新しい内

閣府におきましてはどのような形としていくというところであります。委員恐らくお考えになつておるのは三条機関としてのものではなからうかと思っておりますが、科学技術庁あるいは通産省それぞれもいけば三条の機関でございまして、その中で十分な対応がとり得るのではないかと、このように考えておるところでございまして。

○吉井委員 今から二十四年前になりますが、大山委員会が、原子炉安全専門審査会の委員は非常勤と定められているので大学研究所のパートタイマーという形態だ、それから、原則として書面審査のみでやっているから、技術的に後に反映させることができないという問題など、パートタイマーじゃだめだということ指摘したのが二十四年前のことです。

その翌年、二十三年前になりますが、三木総理のときに、原子力行政懇談会の有沢座長の方からやはり意見が出ておりましたが、その中では、開発と規制の分離の問題、それから、事務局は一般行政から分離して、各省庁に対し中立、平等の立場を保持すべきだ、また、原子力安全委員会の事務局については独立の事務局を設けることが望ましい、そのときに、当面の間ということで、科学技術庁原子力安全局において委員を補佐する。これは当面の間だったんです。当面の間が二十三年間続いたわけでありまして。またここでは、それぞれの行政庁が発達促進という責務を有していることから安全性確保についての不信感が生ずるおそれがあると実は二十三年前に指摘してきたんです。

ですから、やはり独立した機関をきちっとつくる、パートタイマーじゃなしにちゃんとしたスタッフを置くということをおの総理としてきちっと決断をして取り組まれるということは大変だと思うのですが、もう一度伺いたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 我が国におきましては、一次行政庁、科学技術庁及び通商産業省であります、約三百人の安全規制を担当する職員がおります。

す。独自の立場からダブルチェックを行う原子力安全委員会には二百人を超える専門家を擁するなど、我が国に適した有効な安全規制体制となっており、今後一層これを充実していくことが肝要、このように考えております。

○吉井委員 それで、やったやっとなつて事故を繰り返してきたわけですから、その審査体制が機能していないということが明らかになっているわけですね。

IAEA安全シリーズで、原子力発電所の安全基準、政府組織という中には、三百二項で、規制機関は原子力の推進に対して責任を負ってはならない、また加盟国内の責任を有する組織から独立していなければならない、これはIAEAの方できちっと決まっています。安全条約上のことにつきましても、もう既に不破委員長の方から私にはきょうは繰り返しませんけれども、しかし、明らかに高速炉開発など推進官庁が科学技術庁でもあるわけですから、ここからきちっと分離した機関にするということと十分なスタッフというこの二点について再度伺って、質問を終わりにしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、現在それぞれの機関におきまして十分ダブルチェック機能を発揮しこれを行うということに相なっております。また、新しい三条機関をつくるということになりますれば、これは大変な人員と新しい機構というものが必要でありまして、それだけのスタッフそのものにつきました。

は、ただいま御答弁申し上げましたように、現在それぞれの省庁におきましてきちんとして対応させていたというところであります。

しかし、今回起こった事故につきまして、さらに十分このチェック機能を再検討して、そしてこうした事故が起らないようにいたしていくことは、これはまた当然なきやならぬことだと思っております。

○吉井委員 反省や教訓が生かされていないという

うことを指摘して、終わります。

○北側委員長 辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党の辻元清美です。きょう最後の、トリの質問をさせていただきますので、肉声でぜひお答えいただきたいと思いますが、まず最初に、総理の今回の事故に対する御認識から伺いたいと思うのです。

きょう実は公聴会で、東海村の村長より非常に真剣ないろいろな御発言がございました。そこからちょっと幾つか総理にも御感想を聞きたいのですけれども、まず、今回の事故の特徴と発生原因、事故対応、監督官庁の姿勢、法律の不備などの問題は、すべて想定外の事故という言葉に集約されるだろうという御発言からきょうは村長さんが公述されたのです。政府の方のこの間の御答弁でも、想定外の事故というふうな発言もありましたが、率直に総理、臨界事故というのは総理にとっても想定外の事故だったのでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 想定外といいますが、今度のようないきなり事故が起ることとは予想もしておりませんでした。しかし、こうした事故は起こらないということを考えないで常に対処していかなきゃならぬというよき反省をした次第でござい

す。

○辻元委員 今の御答弁は、想定外であったという

ことだと思えます。

さてもう一点、この村長さんがこういふことをおっしゃいました。今回の事故は不心得なジェー・シー・オーに限った事故なのか、それとも事故の影響が全国に波及した日本の原子力政策の根幹を揺るがしたもののなか、果ては世界の信認まで累を及ぼした大事故なのか。私は、これは国際的にも日本の信頼の失墜につながるような大事故であるというふうな意見を持っています。総理の御認識はいかがでしようか。

○小淵内閣総理大臣 事故が発生したときに、実は、アメリカのクリントン大統領からも、協力できないかというお話がありました。いろいろお話ししてみますと、やはりかつてスリーマイル

ルの事故があつた米國として、原子力発電所が引き起こした事故ではないかという、ちよつとそういう印象を持つておつたわけです。しかし、日本の原子力発電所五十一基に関する限りは極めて多重な防護がされておられるわけで、そうしたものでない。しかし、周辺であれ何であれこうした原子力力をめぐる事故について、もしこの事故についてこれをなおざりにするようなことはあつてはならぬという対応において現在全力を挙げておるのというお話を上上げたわけでございまして、今回起こつた事故、想定外でありますけれども、しかしこうした事故が多々の方々に御迷惑をかけ、また中性子、臨界事故というようなことに相なつておることにかんがみましては、こうしたことの再び起こらないための対応ということで、今次この法律案を出させていただいておるといふことで御理解いただきたいと思ひます。

○辻元委員　さらに、こういう発言もございしました。法の整備もせずにそれを黙視してきた監督官庁の責任も重大である、事業者と政府を信じてきた東海村の村民はどう対応してよいのか、ふんまんなる方ない思ひである、お人よしだったのかと村長さんがおっしゃつたわけです。そしてさらに、建屋が吹っ飛ばすような事故であつたらどのやうになつたか震えがとまらなかつたとおっしゃいました。そしてさらに、県は科学技術庁の情報が入つてこないといふらしいしていたとのことであつた、さらに、十キロメートル圏内の屋内退避や交通機関のストップの決定は村にとっては寝耳に水のことであつたとか、損害賠償問題も、損害の基準、損害の範囲、事業者と国の責任がはつきりせず、農業者や商工業者に怒りを買つてゐる、さらに、国策として原子力を推進してきた政府には責任があり、早急に対応策を示すことを要望したいが、今のところ政府は積極的に取り組んでいないといふような強い指摘がありました。

さてそこで、先ほどから総理もどうも、責任があるといふ、責任といふ言葉を避けていらつたやうではないかと思ひてしやうがないわけです。

私は、この間の審議でも、政務次官もこういうお答え、科学技術庁は何ら我々は関知しないという態度ではありませんとか、長官は、私たちは一人一人反省していますとおっしゃいました。そして、新しい事務体制のもとで行うことが適切であるといふことで事務次官がおやめになつたといふ話もございました。

しかし、責任といふ言葉の周りをぐるぐるぐるぐる回つてゐるだけで、私はなぜそれを避けるのかがわかりません。総理、いかがでしょうか。総理は、日本の責任者として私にも責任があつた、そしてこうしたいといふことを、はつきりとききやう、これはもう大詰め、私の質問は大トリなんです、ここで国民に向かつて言つていただかないと、今回の法案、納得いかないと思ひます。東海村の人たちはお人よしだったのかとまでおっしゃつてゐるわけです。いかがでしょうか。

○小淵内閣総理大臣　大きな意味で国民の生命と安全を確保しなければならぬといふ内閣の立場、内閣総理大臣の立場からいへば、すべての起こつた事柄に対しての責任というものは痛感なきやならぬと思つております。さすればこそ、今回のこの法律案を通じて、再びこうした事案が起らないやうにといふための諸措置について対応させていただくといふことがその責任のまたり方だ、こういうふうには私は考へておる次第でございます。

私も、現地の、村長さんあるいはまた橋本知事等、いろいろ御意見を聞き、また住民の皆さんの御心情を考えますと、ますますもつて、今回の事故その他についていかに対処すべきかという、念頭を去らずにこうして対処しておることが私は政府としての責任のとるべき立場だ、こんなふうには理解しております。

○辻元委員　今、御答弁の中で初めて責任という言葉が出てまいりました。大きな意味で、それはさうですね。国民の生命、財産を守る責任があると思ひます。私は、大きな意味も小さな意味も今回の事故にはないといふことで、この大きな意味

の中には今回の事故の責任もしつかり入つてゐるといふやうに理解してよろしいですね。

○小淵内閣総理大臣　答へを求めませんが、責任といふことについてどういふやうに議員は考へておられますか。これは反論権を行使するつもりはございせんけれども、やはり大きな意味といひますか、私の立場からすれば、国政におけるすべてのことに、起こつた事案についてはすべからず責任を看過すべきものではないといふことは、これは至極当然のことだといふやうに考へております。

○辻元委員　私は、今クエスチョンタイムじゃありませんが、私に責任といふ意味をお聞きになつたやうに一瞬思ひましたけれども、この事故について総理みずから責任がおありになるのかないのか、私にその責任の意味を反問される、問わなければならぬといふ御認識であるならば、私は認識が甘いと思ひます。どういふ意味で、私に責任といふ意味、あなたの御理解はどういふことでしょうかとお聞きにならなければ今回の事故に御自分が責任があつたといふことを御答弁できないのでしやうか、最後にその点だけ伺ひたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣　国民に選ばれた国会議員としてお尋ねいただいておりますので、時々責任といふことにつきまして解釈が変わつたり、いろいろなことをお話しされますから、お話ししてゐる責任とは何ぞやといふことをお聞きをした上で、私の自分の考へ方を申し上げることが正確だ、こう申し上げたわけです。

○辻元委員　時間が参りましたからこれで終わりたいと思ひますけれども、きやうの総理の御答弁の中の、大きな意味での責任といふ中に総理の心情を察しまして、この質疑を終わらせていただきたいと思ひます。

以上です。

○北側委員長　これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○北側委員長　ただいま議題となつております両案中、まず、内閣提出、原子力災害対策特別措置法案について議事を進めます。

この際、本案に対し、山口俊一君外五名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。平野博文君。

原子力災害対策特別措置法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○平野委員　ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑の過程で明らかになつておりますが、原子力防災管理者から事象の発生について通報があつた場合の原子力防災専門官の業務について明確化を図ることにより、地方公共団体が主体となつて実施する応急措置に遺漏なきを期せんとするものであり、案文の朗読をもつてその説明にかえさせていただきます。

それでは、案文を朗読いたします。

原子力災害対策特別措置法案に対する修正案

正案

原子力災害対策特別措置法案の一部を次のやうに修正する。

第三十条第二項中「収集」の下に「、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言」を加える。

以上であります。

何とぞ本修正案に御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○北側委員長　以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○北側委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

内閣提出、原子力災害対策特別措置法案及びこ
れに対する修正案について採決いたします。

まず、山口俊一君外五名提出の修正案について
採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立総員。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除
く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立総員。よって、本案は修正議
決すべきものと決しました。

○北側委員長 次に、内閣提出、核燃料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を
改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、吉井英勝君外一名から修
正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉井英勝
君。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律の一部を改正する法律案に対する修
正案

〔本号末尾に掲載〕

○吉井委員 私は、日本共産党及び社会民主党・
市民連合を代表して、核燃料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律の一部改正案に対す
る両党共同提出の修正案について、その提案理由
及び要旨を御説明いたします。

内閣提案の原子炉等規制法改正案は、九月三十
日に起こった東海村核燃料加工施設での臨界事故
を受けて、原子力施設に対する安全規制の強化策

として提出されたものです。

東海村臨界事故は、日本国民はもちろん、世界
にも衝撃を与えました。事故の被害、影響の大き
さだけでなく、政府が依然として安全神話から脱
却していないこと、原子力利用推進機関が安全規
制の権限を持っているなど、国際的な水準から大
きく立ちおくれた日本の原子力行政の根本的欠陥
が浮き彫りになったからであります。

安全規制のあり方で、今日問われているのは、
科学的な基準に基づく安全審査の実施、それを実
現できる安全規制の体制確立です。アメリカの原
子力規制委員会のように、原子力推進機関とは完
全に独立した規制機関をつくり、そこに許認可等
の権限を持たせることが必要です。この点は、本
会議で野党各党が一致して求めたところでありま
す。

原子力の開発と安全規制の機能と組織を分離す
ること、規制組織に独立の事務局を置くことは、
二十三年前の原子力行政懇談会の原子力行政体制
の改革強化に関する意見でも指摘されてきたこと
であります。

また、国際原子力機関、IAEAが定めた原子
力発電所の安全基準が、規制機関は原子力の推進
に対して責任を負ってはならないとしていたは
か、日本も四年前に批准し、三年前に発効した原
子力の安全に関する条約は、許認可等の権限を持
つ原子力規制機関と原子力利用促進機関との分離
を求めています。

国内的に重要な課題であるとともに、条約上の
義務でもある原子力の安全規制を推進機関から独
立させることを目指して、内閣提出の原子炉等規
制法改正案に關し、最小限の修正としてこの修正
案を提出するものです。

修正案は、附則に一条を追加し、政府に対し
て、原子力安全の規制を実効あるものとするた
め、本改正案施行後一年以内に、規制と推進の分
離のために、原子力安全委員会等の組織のあり方
について検討し、必要な措置を講ずることを義務
づけるものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますこ
とをお願いし、提案理由の説明といたします。

○北側委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ
りました。

○北側委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

内閣提出、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び
これに対する修正案について採決いたします。

まず、吉井英勝君外一名提出の修正案について
採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立少数。よって、本修正案は否
決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○北側委員長 この際、ただいま議決いたしまし
た阿法律案に対し、稲葉大和君、平野博文君、西
博義君、菅原喜重郎君及び辻元清美君から、附帯
決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。稲葉大和
君。

○稲葉委員 ただいま議題となりました附帯決議
案につきまして、自由民主党、民主党、公明党・
改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合を
代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

原子力災害対策特別措置法案並びに核原
料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律の一部を改正する法律案に対
する附帯決議(案)

政府は、原子力の安全対策に万全を期すこと

もに、万が一の際の防災体制を確立するため、
本二法の実施に当たっては、特に次の諸点につ
いての適切な措置を講じ、その運用に遺憾なき
を期すべきである。

一、地方分権の時代背景をも踏まえ、都道府県
及び市町村の防災会議が、原子力災害に関す
る地域防災計画の策定や関係機関との連携強
化のための活動を定期的にを行う場合において
は、それらの活動が円滑かつ的確に実施され
るよう、必要な支援に努めること。

二、原子力災害時の初期対応の重要性とその際
に緊急措置の実施等を行う市町村長の役割の
重要性に鑑み、常駐する原子力防災専門官に
よる助言を含め、国、都道府県等の関係機関
は、その支援に万全を期すこと。

三、地域防災計画、緊急事態対応策拠点施
設、放射線等の監視、情報伝達などについて
住民の安心と納得が十分に得られるよう整備
の充実、情報開示に努めること。

四、主務大臣に対する申告に関する制度につい
て、申告者の利益の保護のために万全の配慮
をするともに、虚偽の申告が意図的になさ
れてきた事実が明らかになった場合において
は適切な運用を行うこと。

五、原子力安全規制の徹底を図るため、規制官
庁による法の厳格な実施及び原子力安全委員
会による規制行政監視機能の十分な発揮が図
られるよう、独自性の強化、事務局体制の充
実等適切な措置を速やかに講ずること。

以上であります。

各事項の内容、趣旨につきましては、委員会の
審査を通じ、十分御理解いただけたことと存じま
すので、詳細の説明は省略させていただきます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。(拍手)

○北側委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立総員。よって、両法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曽根国務大臣。

○中曽根国務大臣 原子力災害対策特別措置法案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、慎重御審議の上、御可決をいただきます。また、ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重し、政府といたしまして努力をしまる所存でございます。

また、ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重し、政府といたしまして努力をしまる所存でございます。

○北側委員長 お諮りいたします。

両法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北側委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

原子力災害対策特別措置法案に対する修正案

原子力災害対策特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三十条第二項中「収集」の下に「、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言」を加える。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の前の見出しを削り、同条を附則第三条とし、同条の前に見出しとして「〔経過措置〕」を付し、附則第一条の次に次の一条を加える。

〔検討〕

第二条 政府は、原子力の安全に関する条約第八条の規定の趣旨にかんがみ、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する安全の確保のための規制をより実効あるものとするため、この法律の施行後一年以内に、原子力利用に関する安全の確保のための規制に関する任務と原子力利用の推進に関する任務とが適切に分離して遂行することができるようにすることを旨として、原子力安全委員会その他の組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。

平成十一年十一月十三日印刷

平成十一年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局